

大坂町奉行所の刑事判例(五)

——大坂城代土屋氏御用留による——

藤原和

十 安政四年正月より三月に至る 御用留

(表紙)

安政四丁巳年

御用留

從正月至三月

土浦(朱書)「」

(前略)

覚

一 此地御城南之手御堀石垣御修復之儀ニ付、御下知之

趣御請申上候儀、当地町奉行申聞候趣、申上候書付、

老通

但、町奉行共差出候書付老通

(中略)

一 不筋之掛合いたし、取立金横取、又者身分を不顧、

右掛合ニ携候一件御仕置、当地町奉行相伺候趣、申

上候書付、老通

但、町奉行共差出候帳面老通

(中略)

右之通書付都合拾八通、帳面八冊、絵図拾五枚進達之

(朱書)「九」

仕候、以上

正月廿六日

土屋采女正

御老中五人様

(中略)

不筋之掛合いたし、取立金横取、又者

身分を不顧、右懸合ニ携候一件御仕置、

当地町奉行相伺候趣、申上候書付

土屋采女正

不筋之掛合いたし、取立金横取、又者身分を不顧、右

懸合ニ携候一件吟味伺書忝冊、佐々木信濃守・久須美

佐渡守差出御仕置之儀、黄紙下ケ札を以相伺申候、依

之右伺書忝冊入御披見相伺候、宜御差図被成可被下

候、以上

正月廿六日

(内表紙)

「不筋之掛合いたし、取立金横取、又者

身分を不顧、右懸合ニ携候一件吟味伺書

御扣(朱書)

掛 佐々木信濃守

久須美佐渡守

棋州難波村中之丁武八不筋之及掛合、取立金横取いたし候儀ニ天王寺附楽人園駿河引合罷在候趣ニ相聞、先

例も有之候間、同人呼出、楽人仲間預申付、其段土屋

采女正江相達一件吟味仕候趣、左之通御座候

増田作右衛門御代官所

棋州西成郡難波村

中之丁

伊兵衛借屋

佐兵衛方座敷借

罷在候

辰十一月十一日入牢

武 八
辰式拾九歳

(黄紙下ケ札)

「此武八儀、半左衛門頼聞候栄藏壳掛金銀、利兵衛合

取立方之儀者元来身分ニ不拘儀候処、謝礼も可有之与

欲心ニ迷ひ、楽人園駿河江申談、身柄之權威を以掛

ケ合、取立可遣与同人江相頼、駿河差図与者申なから、

利兵衛方江罷越及催促、急速埒明不申候ハ、駿河合

直々掛ケ合も可有之杯申談、対談之上為内入請取候

金式拾兩致横取遣捨、被捕吟味請候節、右之内拾兩

者駿河方江差出置候段、一旦相違之儀をも申立候始

末、不届ニ付、死罪可申付候哉」

右之者吟味仕候処、以前者市中住居材木渡世、又者廻船をも所持いたし候処、近年損賦夥敷身上相仕舞、遠国向之滞銀等取集、漸取統候程之儀ニ而、然ル処去卯十月中日不覚、知人安治川南四丁目角平方居候半左衛門罷越、新大黒町まつ代判太郎兵衛同居右まつ倅栄蔵合南堀江四丁目利兵衛江壳掛滞金七兩銀拾貳貫五百目取立之儀頼請、度々催促いたし候得共不濟寄、栄蔵相歎候ニ付、埒明候取扱方有之間敷哉、折入勘弁相頼候旨申聞、取立遣候ハ、相応之礼物も可有之与存候得共、右躰半左衛門も骨折候上之儀、一ト通りニ而者埒明申聞敷与思慮いたし、此者者四天王寺附衆人圍駿河方江立入、同人者才覚有之人物ニ付頼込、身格之權威を以掛合貰候ハ、急濟之運びも附可申哉与心付、其段半左衛門江申談候処、可然頼呉候様申聞、同十一月上旬与覚駿河方江參、右手続申聞、追而者謝礼之心含も有之趣ニ而及頼談候処、承知いたし、一応本人共面談いたし度旨申聞候間、其段半左衛門江申遣、同人并栄蔵店方引請居候下人善兵衛罷越、駿河江直頼いたし候

由ニ而、早々利兵衛方江罷越、栄蔵江之滞金銀返済いたし候様篤与可申談与駿河申聞候ニ付引請、右之趣利兵衛江及掛合候処、兎角困窮申立、睨与挨拶も不致候ニ付、其場之存付を以急々片付兼候ハ、駿河合直ニ掛合も可有之旨手強ニ申談候処、殊之外相恐候様子ニ而当銀三貫目差入、残金銀年賦濟之取扱ニいたし呉候様相繼候間、駿河等江可申聞旨ニ而立別、同人江も未申聞内、同十一月七日十日金拾兩ツ、持參、右者三貫目之内入ニ相渡、残銀調達次第可相渡旨申聞、都而一己ニ受込置候折柄、手元貧迫之余、如何之儀与者存候得共、右金暮方等之入用ニ遣捨候後、駿河合何等之沙汰も無之候処、猶又栄蔵方合利兵衛江直催促およひ候由ニ而同人并善兵衛合も懸合有之、自然駿河方江問合有之候而者弥不都合ニ可相成与心付、当五月中同人方江罷越、前書之趣打明申聞、早々調達之上栄蔵方江可相渡候得共、若夫迄ニ同人方等合問合も有之候ハ、右之内拾両駿河方江預り有之姿ニ申繕呉候様相頼候処承引有之、其後も急々才覚いたし候得共、調達難相成、追

々善兵衛(破損)催促受、無致方駿河方江預ヶ

置(破損)紛罷在候処、被捕吟味請候節、答方ニ差

詰、右牀駿河江頼置候儀も有之候間、請取候金子之内

拾両者同人江差出置候旨申偽候処、駿河も呼出ニ相成、

突合吟味請、有牀申立候儀ニ而重々恐入候段、申之候

付、実者駿河申合、兼而不筋之取扱ニ立入、多分之金

銀掠取候儀ニ可有之旨察度申聞、再応吟味仕候処、曾

而右様之儀無之段申之候得共、右始末不届之旨、吟味

詰候処、無申披誤入候由申之候

四辻家支配

四天王寺附衆人

園 駿 河

辰三拾七歳

右之者吟味仕候処、御宛行之儀者京都奈良四天王寺衆人共一同江和州ニおゐて地方式千石被下置、内式拾石此もの配当いたし、其外山内分役料壹石申請、勤楽罷在、然ル処去卯十一月中兼而立入いたし候前書武八罷越、右栄蔵分利兵衛江之壳掛金銀相滞、難儀いたし候由ニ而、取立方之儀相頼、尤行届候上者相応之謝礼を

も可致旨等申聞候ニ付、与風心得違承知いたし、何れ

本人共ニ面談之上可取計旨申聞、栄蔵下人善兵衛并兼

而扱ニ立入候半左衛門呼寄、委細承り、早々利兵衛方

江參、栄蔵江之滞金銀急々濟方いたし候様可申談旨、

武八江申付遣、否未申聞候内、衆人共身分謹方之儀ニ

付、奉行所分厚申論有之、右牀之筋ニ携候而ハ如何与

心付、其儘ニ捨置

(朱書)

「書面謹慎方之儀者四天王寺附衆人共之内身分ニ不

拘、不筋之儀ニ携候趣、毎々風聞有之、実事ニ候ハ、

難捨置儀、以来身分を相弁、右牀不正路之儀ニ決

而携問敷、若相背、如何之次第相聞候ハ、無用捨、

速ニ召捕、嚴重之可及取計旨等之儀、信濃守手限、

去卯十一月中四天王寺年預を以篤与為申論候儀ニ

御座候」

其後武八分何等之儀も不申越候処、当五月中同人罷

越、其以来追々利兵衛分懸合之上、当銀三貫目差入、

残分年賦済之積及応対、内金式拾兩請取、栄蔵江可相

渡処、急入用有之遺込、當時專調達中ニ候得共、若夫迄之内先方ハ問合も有之候ハ、右之内拾両此者手元江相預置候趣ニ申繕呉候様頼聞、以之外之儀与者存候得共、最前此ものハ申談候手續も有之、嚴重之挨拶もいたし兼致承引置候処、吟味相成恐入候儀ニ而、武八横取いたし候金子之内聊も請取候儀者無之旨申之候付

(朱書)

「書面栄蔵・半左衛門并善兵衛相糺候処、栄蔵者多病ニ付、家事取計向万端善兵衛江相任置、然ル処利兵衛江壳掛金銀相滞及催促候得共、不埒明、取扱方善兵衛ハ半左衛門江相頼、同人も数度利兵衛江掛合候得共、同様埒明兼、折角被頼候詮も無之候ニ付、猶又半左衛門ハ武八江相頼候処、同人者圍駿河方江立入いたし候由ニ而、楽人之權威を以取立可遣旨申聞候ニ付、不筋之儀共不心付、其段善兵衛江も相咄置候後、同人并半左衛門者駿河方ハ招ニ付罷越、一鉢之手続夫々申述、猶相頼置、其後半左衛門者携不申、追々日限相立候得共、否

之沙汰無之候ニ付、善兵衛儀様子承り度存、駿河者身柄之儀ニも有之候間、直々利兵衛方江及催促候処、武八江応対話之上、内入金迄相渡置候旨申聞、驚入、猶同人江及懸合候得共、彼是申紛当惑罷在候儀ニ而、右者善兵衛一己ニ取計、栄蔵江者不申聞、同人并半左衛門も其後之始末者吟味ニ付、巨細承知いたし、銘々恐入候旨申之候付、栄蔵方江可請取壳掛金、利兵衛相滞、取立方半左衛門ハ武八江相頼候節、同人儀圍駿河江申談、楽人之權威を以取立可遣旨申聞候を不筋之儀与も不心付、半左衛門・善兵衛俱々駿河江相頼、既済方金武八横取いたし候次第ニ至候段、栄蔵者善兵衛江家事相任置候共、申付方不行届、一同不埒ニ付、半左衛門・善兵衛者過料五貫文ツ、申付居候、又者下人之身分ニ付、過料難差出候ハ、五十日手鎖申付、栄蔵者急度叱り置候様可仕与奉存候

一利兵衛相糺候処、栄蔵江可払渡金銀相滞、半左衛門ハ度々催促受候内、武八罷越、栄蔵ハ圍駿河江

相頼候由ニ而、右滞金銀早々濟方可致旨、同人口

上を以申聞候得共、何分之困窮之折柄、只管猶予

相頼候処、急々埒明不申上者、駿河今直々懸合ニ

も可相成旨手強ニ申聞、身柄之者入来等有之候而

者渡世之妨ニ相成、迷惑ニ存、武八江応対之上書

面之通及熟談、当銀之内金貳拾両相渡、残銀調達

中、猶又荣藏方今直催促受、前書善兵衛江右次第

申聞候処、同人者不存由ニ而互ニ驚人、武八江及懸

合候得共、彼是不都合之事（其力）申立、精々引合罷在

候内、吟味相成候事之由申之、強而如何之筋相聞

不申候」

実者請取乍遣捨、同人ニ為引請候儀ニ而、右之外ニも

品々不筋之取扱ニ加り、金銀貪取候儀等可有之旨察

度申聞、再応吟味仕候処、曾而右様之儀無之段申之

候得共、右始末不埒之旨吟味詰候処、可申立様無之

由申之候

右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之儀黄紙下ヶ
札を以奉伺候、以上

辰

十二月

掛

佐々木信濃守

久須美佐渡守

（中略）

（内表紙）

「大坂近海江魯西亞船渡来之節、諸

御入用等取計方之儀ニ付、奉伺候書付

御扣（朱書）

佐々木信濃守

久須美佐渡守

去ル寅年九月、信濃守・先同役川村对馬守大坂町

奉行勤役、同人月番中同月十八日大坂近海江異国

船一艘帆向候様子相聞候付、早速信濃守申談、对

馬守儀組之者共召連時刻不移、安治川口目印山江

向出馬仕候処、右異国船者魯西亞軍艦ニ而右冲手

江碇泊仕候儀ニ有之、信濃守儀者右躰異国船渡来

ニ付、海岸固人数差出方、又者市在騒立不申様触

達者勿論、京都并最寄奉行所心得方をも申遣、其

外急務之廉々嚴重申付置候而引統組之もの共召連、目印山江出馬仕候上、对馬守始川口御船手在坂御目付等品々申談取計、右異国船同十月三日安治川沖退帆、同六日四国路大洋江出払候趣ニ付、同八日固人数為引払候次第等委細之儀、其都度々申上候儀ニ御座候、然ル処前々今大坂近海江異国船渡来仕候儀無之候付、諸手当向等取計方見合も無御座、第一帝都程近之儀、旁以諸事手厚ニ申付候方与談判之上、右躰碇泊ニ付、機會不取失様、番船上荷船等数艘艘数相増手当申付、冲手所々江遠卷ニ昼夜為差出置、夜中者右番船之外ニも渡海船江組之者為乗組、異国船進退見張并為注進、押送船上荷船等も冲手江差出置、或夷人共ハツテイラニ而冲手乘廻候付、川内江乘入、又者上陸等之為手当、安治川・木津川・尻無川・傳法川等之海口江是又昼夜組之者為相詰、自然之節船関其外為手当、其ヶ所々江別段ニ前同様之上荷船等数艘番船申付、又者佐野亀五郎申立有之川口三ヶ所之御

番所江も是又昼夜番船数艘為差出、其外右御用筋ニ而私共御役所始諸向ニ而日々相遣候役船之分共惣船数五千式百式拾三艘ニ而、此加子賃共都合銀百五拾七貫百六拾五匁、全船方入用高二相成申候一右異国船渡来ニ付、前書目印山并海口所々江為手当人足召連、三郷惣年寄共為相詰、非番之者共者昼夜繁々市中見廻り、火之元万事為心付、或諸向江急便其外廉々ニ而召仕候町掛人足賃并諸雜用都合銀四拾壹貫九百四拾壹匁九分、全三郷入用高二相成申候

一右目印山江相詰候奉行始、同所并海口所々江相詰候組与力同心惣年寄以下末々之もの、又者所々番船加子之者等昼夜数百人之飯米代并焚出、其外諸雜用紙筆墨蠟燭等品々小買物代、或異国船退帆ニ付、夷人共々乞候食物類持送并右為取扱、町奉行御船手兩組之者等紀州加太浦迄差遣候節之諸雜用共都合銀三拾八貫七百式匁七分、全御入用高二相成申候

右口々之内町掛人足賃之儀、年々惣会所入用相嵩、

町役多相掛、三郷町人共難洪仕、船方之儀者兼而定

之通、年々運上銀上納仕来候処、追年働方不景氣ニ

而仲間及困窮候付、町入用之儀者天明九酉年其節之

先役共取締之上、格別減方申付、三郷町々々巻ヶ年

出銀高取極、右定銀高々分町入用相掛中間敷段、

惣年寄共并町中江申渡有之、船方之儀も寛政二戊年

同様取締之上、御用之役船遣高等是又格別相減、仲

間入用万端取締之儀も申渡有之、近年御改革ニ付而

茂兼而取極之通、嚴重可相守旨も向々江申渡有之候

処、前書異国船渡来ニ付、臨時格別之諸入用相掛、

町掛人足賃之儀巻ヶ年之定銀高ニ而者惣会所払方難

引足、船方之儀も別而多分之船数ニ而夥敷入用高ニ

相成、一統難洪仕候由を以取計方之儀、惣年寄与も

伺出候付、事実吟味仕候処、前書之通相違無御座候、

右人足又者船方之者等者何れも身薄ニ而其日送り之

者共ニ付、夫々働料速ニ仕払不遺候而者手懲仕、此

後万一異国船渡来仕候儀杯有之候節、諸手当向差支

御用弁ニ拘候儀有之間敷共難申、然ル時者以之外之

儀与夫是厚働弁仕取調候処、享和二戊年淀川筋洪水

ニ而国役堤切所今河州交野郡外式郡撰州東成郡村々

一口水込入、右堤裏ニあふれ水大坂大川筋江押出、

三郷町端人家等江水込入候場所も有之、右御救方又

者諸手当等品々取計候節、町掛人足諸入用合銀式拾

八貫六百式拾四匁余、船方同式拾六貫五百九拾八匁

余、全臨時之儀ニ付、其節之先役共奉伺候上、翌亥

年暮私共御役所掛御貸付利銀取立高之内今右入用銀

之分下ケ遣候例も有之候付、右ニ引当追而取計方奉

伺候積を以、差向御役所附掛ヶ屋町人共江連々償戻

之儀申論、右入用銀為振替向々差支無之様取賄置候

儀ニ有之、其外異国船一条ニ付、全御入用之分も前

書洪水之節取計ニ准シ、兼而大坂御金蔵江仮納仕置

候銀六拾貫目之内今請取仕払可申候、右仮納銀者過

料欠所銀等を以、其年中ニ相償候筈之御仕法ニ而、

既洪水之節も追而償方差支候付、是又奉伺候上、償

不足銀四拾貳貫四拾三匁余并右一件ニ而未払方不相

濟候御入用銀貳拾貳貫六百六拾貳匁余之分共前同様御貸付利銀之内を以取賄有之、此度之儀も同様償方差支可申者必定之儀ニ付、右格を以前同様掛ケ屋町人共江申論為振替、右之分も仕払、夫々急場無差支様取賄置候儀ニ御座候

(朱書)

「書面洪水之節、水難之者共御救ニ付、夫食之儀者御藏米請取之并右焚出諸雜用、其外難洪人共差置候小屋掛御入用等者、御金藏ニ請取取計候趣、御役所書留相見申候」

右ニ付掛屋共振替銀連々償方之儀、精々取調候処、天保八酉年以前迄私共御役所御入用仕払不足之節、掛屋共振替銀仕埋、殘銀六百九拾壹貫目余之口江此度之分も一纏ニいたし、仕埋方之儀者兼而御下知御座候通、利銀月四朱等之御貸付利銀之内を以取計候様可仕与奉存候、然ル処元來私共御役所壹ケ年御入用御定銀之儀、先年ニ追々減方被仰渡、手を詰御座候処、猶又弘化元辰年銀四拾貫目を以可取賄旨御下

知有之候付、諸御入用省略方之儀手を尽取計候得共、積年御入用筋相嵩候上、摂州兵庫・西宮兩勤番所始、牢屋敷・高原溜其外所々掛場多、右ヶ所ニも悉く御定銀を以取賄候儀ニ付、格別減方相付候場合ニ者至不申、且御貸付利銀之儀も嚴敷取立候得共、支配国内百姓共拝借之分者、夫々領主地頭内借ニ相成候分不少由之処、近來之時勢ニ而臨時物入多、夫々合下ヶ銀無之趣申立、滯利多、武家方直拝借之分一同兎角ニ不納勝相成、右利銀を以仕払候御仕法之廉々賄方ニ拘候年柄も有之候付、掛屋共振替銀仕埋抄取不申而已ならず、天保十三寅年御改革以後前々冥加勤之分も新規御入用相成候口々も有之、先練次第送ニ掛屋共振替銀相嵩候処、前書異国船渡來一條ニ付、猶又銀高相増候故、利銀月四朱御貸付利銀御入用仕払、殘銀又者手限御貸付利銀をも差加、償方取計候迄ニ而者速も急速仕埋難抄取哉与奉存候ニ付而者、右之外御金藏納可相成、上田三郎左衛門外八人江御下ヶ金為足銀、御貸付并出所不知唐物売買一件

ニ而御取上之薬種其外品々私代銀過料欠所銀御貸付、右式口利銀之儀弘化三年迄之分御金藏納相

濟、同四年迄去辰年迄取立候利銀六拾貳貫七百目余有之、右利銀之儀兼而申上置候通、御入用仕私向ニ取足候様仕度段、追而奉伺候積を以、當時取調中御役所ニ有之候付、右之分并向後之分共掛ヶ屋共振替銀相濟候迄、右償方ニ差加候得者仕埋抄取可申儀ニ付、右之通取計年々御勘定仕上候様可仕候哉

(朱世)

「書面御金藏納可相成利銀之儀、右辰年諸御貸付御仕法替之儀、其節之先役共奉伺候節、利銀月四朱御貸付利倍之儀者去ル寅年元高ニ利付、貸付之分相復候ハ、其節目当高取調、冥加勤等相止、御出方相成候天満橋外拾橋并牢番人其外諸入用与も、此上減方勘弁いたし、都而利銀を以取賄、掛屋共振替銀之分者手限貸付利銀をも差加、早々差戻、御金藏納可相成、利銀取足仕私并町人共上ヶ銀有之候節、貸付ニいたし候儀者其節々可

奉伺旨、其外等之儀御下知有之候付、書面之通
奉伺候儀ニ御座候」

一此度問屋組合等文化以前之通再興相成候付、大坂大川筋天満橋外拾橋掛直シ大御修復、平常小破急破御修復与も無代ニ而定請負并右為手当、旅籠屋九百軒分差配之儀、明和年中常盤町三丁目重三郎先祖之者願請候通、当重三郎江復古之儀、去ル子年其節之先役共奉伺候上申渡、右旅籠屋共者月々銀五匁宛重三郎手元江役銀取立候、兼而之取極ニ御座候処、天保十三寅年御改革後、銘々勝手ニ旅籠屋渡世仕、差向人数増減可有之哉ニ付、前々取極候軒数高ニ不拘、現在之姿を以重三郎江差配申付、且大坂三ヶ所泊茶屋之儀も右寅年御趣意有之、其以來旅客宿泊をも引受、旅籠屋同然之稼方相成候付、右之分も旅籠屋並之通、役銀為差出、夫々々重三郎手元江取集候役銀九百軒分者兼而願受候通、同人ニ進退申付、自然余分有之候得者、御役所江為相納候儀も是又伺濟之通申渡候処、右役銀余分老ヶ年銀拾貫目内外程宛有

之、去ル丑年二月去辰年十二月迄、重三郎相納候
合銀三拾七貫三百五匁御役所ニ有之候付、右之分并
此後相納候役銀余分も前同様掛屋共償方ニ差加江候
得者一際仕埋抄取可申儀ニ付、右之通取計、是又年々
御勘定仕上候様可仕候哉

(朱書)

「書面役銀之儀、九百軒分者重三郎ニ進退申付、余
分有之候ハ、御役所江為相納候上、取計方之儀別
段奉伺候積、旅籠屋共復古之儀奉伺候節、先役共
申上置候付、書面之通奉伺候儀ニ御座候」

右取調候趣、書面之通御座候、此段奉伺候、以上

巳

二月

佐々木信濃守

久須美佐渡守

異国船渡来ニ付、御用掛相勤候

与力同心御褒美之儀、当地町奉行

申聞候趣、申上候書付

土屋采女正

異国船渡来ニ付、御用掛相勤候与力同心御褒美之儀、
申上候書付老通、佐々木信濃守・久須美佐渡守差出候
付、入御披見相伺候、宜御差図被成可被下候、以上

二月十一日

異国船渡来ニ付、御用掛相勤候

与力同心御褒美之儀申上候書付

佐々木信濃守

久須美佐渡守

佐々木信濃守組与力

朝岡助之丞

荻野七左衛門

久須美佐渡守組与力

内山彦次郎

成瀬九郎左衛門

佐々木信濃守組同心

三人

久須美佐渡守組同心

三人

右之者共儀、去ル寅年九月中魯西亜船当表安治川沖江

渡来之節、御用掛申付、早速為致出張諸家々来固等之
差配いたし、勿論右船碇泊中昼夜目印山ニ相詰、右御
用筋取扱、退帆之後、諸御入用取調其外御用向等打統、
骨折相勤候付、以来之励ニも相成候間、相応之御褒美
被下置候様仕度奉願候

(宋世)

「本文与力同心之外、私。組与力式人・同心三人、

共

御船手佐野亀五郎組与力水主菅人充、異船江応答
およひ候者共御褒美之儀、去ル寅年十月奉願、其
節本文与力同心共いまた御用済ニ無之候付、追而
御褒美之儀、奉願候趣申上置候処、今般取調向相
済候付、本文之通奉願候儀ニ御座候」

以上

巳

二月

佐々木信濃守

久須美佐渡守

(中略)

覚

一去々卯去辰兩年樋川除国役御普請御入用高之儀、当
地町奉行申聞候趣、申上候書付、忝通

但、町奉行共差出候書付忝通

一十ヶ月以上吟味未済書上置候処相済候儀、当地町奉
行申聞候趣、申上候書付、忝通

但、町奉行共差出候帳面忝通

一吟味十ヶ月以上吟味未済儀、当地町奉行申聞候趣、
申上候書付、忝通

但、町奉行共差出候帳面忝通

一於此地去辰年死罪之者并牢舎之者之儀、町奉行申聞
候趣、申上候書付、忝通

但、町奉行共差出候帳面忝通、書付忝通

一於堺去辰年死罪之者并牢舎之者之儀、堺奉行申聞候
趣、申上候書付、忝通

但、堺奉行共差出候帳面忝通、書付忝通

一此表御目付江差出候春訴状差上候儀、申上候書付、
忝通

但、訴状忝通

一 佐々木信濃守御役替被仰付候付、御礼之儀申上候書付、忝通

一 御関所江差出置候佐々木信濃守印鑑御引上之儀、久須美佐渡守申聞候趣、申上候書付、忝通

右之通書付都合拾忝通、訴状忝通、帳面四冊進達之仕候、以上

三月六日

土屋采女正

御老中五人様

(中略)

十ヶ月以上吟味未済書上置候処相濟候儀、当地町奉行申聞候趣、申上候書付

土屋采女正

十ヶ月以上吟味未済書上置候処相濟候付、申上候書付

忝冊、久須美佐渡守差出候間、入御披見候、以上

三月六日

(内表紙)

「十ヶ月以上吟味未済書上置

候処相濟候付、申上候書付

御扣(朱書)

參府

佐々木信濃守

久須美佐渡守

元川路左衛門尉掛

信濃守掛

今橋老丁目

孫兵衛支配借屋

儀兵衛

右ニ引合候者共

一 不正唐物売買并右ニ引合

不束之取計有之候者共一件

右一件吟味未済之儀、五年以前丑二月書上置候処、

江戸表并長崎其外遠国引合相濟候付、吟味仕御仕置

之儀、伺書差上置候処、御下知相濟落着申渡候

付、申上候、以上

參府

二月

佐々木信濃守

久須美佐渡守

吟味十ヶ月以上未済儀、当地町奉行

申聞候趣、申上候書付

土屋采女正

吟味十ヶ月以上未済儀書付老冊、久須美佐渡守差出候間、入御披見候、以上

三月六日

〔内表紙〕
吟味十ヶ月以上未済書付

御扣（朱書）

參府

佐々木信濃守

久須美佐渡守

信濃守掛

小堀勝太郎知行所

河州高安郡万願寺村

百姓ふさ同居俸

清 七

右ニ引合候者

右一件、去辰三月八日吟味仕候処、重病之者有之、

延引仕、当時吟味中御座候

右之通御座候、以上

巳

二月

參府

佐々木信濃守

久須美佐渡守

於此地去辰年死罪之者并牢舎之者之儀、町奉行申聞候趣、申上候書付

土屋采女正

於此地去辰年死罪之者科書老冊、牢舎之者人数書付老冊、久須美佐渡守差出候間、入御披見候、以上

三月六日

〔内表紙〕

〔安政三辰年大坂ニ而死罪之者科書

御扣（朱書）

參府

佐々木信濃守

久須美佐渡守

（五六一〇一）

信濃守掛

安政二卯年七月十日入牢

一死罪

新淡路町

治八借屋

治兵衛

辰四拾七歳

一死罪

伊兵衛
辰四拾三歳

(五六一〇二)

御池通式丁目

源右衛門支配借屋

同日入牢
一死罪

弥助

辰四拾九歳

(五六一〇三)

大久保加賀守領分

河州志紀郡二俣新田

五郎兵衛忰

同日入牢
一死罪

愛助

辰三拾六歳

(五六一〇四)

当時無宿

新在家の

同日入牢

此者共儀、治兵衛者身分不詰之余、品物取込可致融通与存付、弥助・伊兵衛并撰州難波村勘兵衛外三人も致同意、伊兵衛者江戸積問屋手代与申偽、治兵衛同道、雲州直江町伴五郎下人常六、同州中原村豊十郎旅宿江罷越、虚談を以木綿三拾九買入、撰州新在家村利助を伊兵衛主人之躰ニ取繕、右品船積之節、弥助者吉田町喜兵衛・勘兵衛俱々仲次与唱、常六一同致上乘、利助方江送付、前書新在家村新兵衛も利助店支配人与申成、木綿請取、代金三百疋両余之内江金五拾疋両与錢二百文相渡、残金者不渡手形認差遣、木綿取込、右之内拾九九者銀九貫三百式拾六匁式分五厘二者売払、手合限分取、残木綿者常六外卷人江差戻、又者愛助儀貸山与唱、六ヶ月限返済之定ニ而銀子貸付候趣申偽、先利与号、金子欺取、右を以可致融通旨、同人発意ニ治兵衛并喜兵衛・新朝町勝蔵茂致同意、借用人聞繕中、治兵衛儀松江町熊治

郎同居德兵衛知ル人同町源助懇意先七郎右衛門町老
丁目庄助銀子入用之趣三而口入いたし呉候様、徳兵
衛ハ頼請、其段愛助江相咄、同人并治兵衛・勝藏・
喜兵衛同道、徳兵衛・源助召連、庄助方江罷越、愛
助者銀主之由申偽、庄助江取引方及虚談、為先利銀
老貫五百目并延手形共請取、銘々分取遣捨候始末、
不届之科、翌辰年正月廿一日行之

(五六一〇五)

江戸堀式丁目
帳七借屋
藤次郎代判鉄藏同居
安政二卯年七月十六日入牢
一死罪
忠 吉
辰三拾九歳

此者儀、布屋町仁右衛門外九人其外名前不知者とも
寄集、博奕相催居候場所江罷越、金子無心申掛、及
断候を不聞入、仁右衛門外六人ハ金子乞取、又者於
居宅度数不覚博奕為相催度每席料乞取、剩播州東二
見村直助事和助儀同様居宅三而御池通式丁目直助外

四人ハ博奕相催居候節、和助金子所持いたし居候様
子三相見江候付、奪取可申与存木刀を携、此者留主(守)
中博奕相催候段、不相濟段申罵、同人を追廻、懐中
之金子并場錢等奪取候始末、不届之科、翌辰年正月
廿一日行之

(五六一〇六)

増田作右衛門御代官所
摂州西成郡曾根崎村
四郎兵衛借屋
安政二卯年八月十七日入牢
一死罪
太 助
辰四拾式歳

此者儀、身分不詰之余、貸山与唱、金銀借入遣候趣
申欺、金子可銜取与存付、道修町式丁目宗助代判源
七外式人江及虚談、右三人ハ都合金拾三兩二步銜取
候段、不届之科、翌辰年二月二日行之

(五六一〇七)

安政二卯年七月廿七日入牢

無宿

岡山の

一死罪

勝之助
辰三拾歳

此者儀、先達而盜又者不屈有之、敲入墨之上輕追放申付候身分不愼、御構場江立入、行衛不知無宿吉藏・

同千代藏手合を替申合、又者老人立、所々商店江罷

越致買物候躰ニ仕成、日間見合、手元ニ有之品度々

盜取、其上此者發意ニ死亡無宿門藏致同意、瑜伽權

現之似守護札取拵、信仰之もの江致授与、米錢街取

候段、不屈之科、翌辰年二月十六日行之

(五六二〇九)

無宿

安政二卯年九月三日入牢

一死罪

卜寛の
栄次郎
辰拾七歳

(五六二一〇)

同

同年十一月三日入牢

一死罪

稗嶋の
岩吉
辰貳拾九歳

(五六二〇八)

無宿

船頭の

一死罪

徳兵衛
辰貳拾五歳

此者儀、当時病死無宿虎吉申合、所々人家表之戸錠

ニ而固辞明立入、錢衣類等盜取候段、不屈之科、翌

辰年二月十六日行之

(五六二一一)

無宿

安政二卯年八月四日入牢

一死罪

兵庫の

(五六二一二)

同

同年十一月三日入牢

一死罪

稗嶋の
岩吉
辰貳拾九歳

此者共儀、先達而致盜、入墨之上重敲申付候身分不

愼、此者共并無宿八尾の八藏・同京の清吉・同大坂

の亀藏・同戎嶋の兼吉・同三輪の音吉・同天満の熊

吉立替手合ニ而、所々人家格子之裾壁之破今潜入致

盜候段、不屈之科、翌辰年三月廿一日行之

安政二卯年八月四日入牢
大坂三郷町中引廻之上

兵庫の

一死罪

庄 吉
辰三拾四歳

此者儀、先達而致盜、於堺入墨之上重敲、其後於當表不届有之、重敲申付候身分不愼、所々人家土蔵之戸鑿ニ而固辞明、摂州久々知村外老ヶ村ニ而者同様丸瓦ニ消炭を入、火種を拵、錠前焼切立入、金銀品盜取、其後被捕候節、重敲之前科并右悪事押包、外不届之筋而已及白状、猶又重敲申付候身分不愼、人家土蔵同様固辞明、老ヶ所ニ而者前同様錠前焼切立入致盜候段、別而不届之科、翌辰年四月二日行之

(五六一一二)

安政二卯年六月八日入牢

一死罪

當時無宿
ま さ
辰三拾歳

此者儀、摂州吹田村百性磯七方奉公中小遣錢ニ差詰、同人方輿之間メリ無之小箱ニ入有之都合銀高之証文、盜取致欠落、前書吹田村平蔵江取立之儀相頼置候処、

右吹田村九助外三人連印之分当金四両ニ而致用捨候由ニ而右金子平蔵致持参候付、内金老両同人江世話料ニ差遣、殘金遣捨、殘証文者其儘預置候付、平蔵一己之融通ニ差詰、右証文ヲ以前書吹田村皮多伊兵衛外七人江同様及掛合、金銀錢取立致横取候仕儀ニ至、此者請取候分共都合銀高相成、右始末不届之科、翌辰年四月十三日行之

(五六一一三)

安政二卯年十二月十九日入牢

一死罪

當時無宿
瀧 蔵
辰拾八歳

此者儀、所々人家店先又者買物ニ参候躰ニ而目間見合、手元ニ有之候品盜取、或同様之躰いたし成、中ニ者聞覚之名前を以致注文、代錢可相払旨申偽、幼少ものニ品々為申、付添参候途中油断を考、盗并存付之人家を教、右方ニ而代錢可請取、又者跡今直ニ持参いたし候杯、其余存付次第之儀様々ニ申欺、

度々街いたし、都合売代金銀錢高遣捨候始末、不届之科、翌辰年四月十三日行之

(五六二一四)

安政二卯年十一月十一日入牢

無宿

大坂三郷町中引廻之上

八尾の

一死罪

常吉
辰式拾五歳

(五六二一五)

同

同日入牢

伏見の

一死罪

とら吉
辰三拾五歳

此者共儀、先達而盜又者不届有之、入墨之上重敲、猶重敲、とら吉者其後入墨を消乞取いたし候付、入

墨入直重敲之上重追放申付候身分不愼、御構場江立入、此者共死亡無宿由松・同亀吉・同梅吉・同谷五郎・行衛不知同藤内・同松次郎・同虎吉・同戸吉・同熊吉外五人等、追々手合を替申合、所々人家屋根

江揚、二階窓之戸・表之戸・壁裾等固辞明、又者明掛有之内江入、或右窓之(格)子透合手を入夫々致盜、剩常吉老人立、往来ニ而木切を持、盜賊ニ付金銀可差出旨旅人を申威、金子奪取、然而已ならず由松手

合之節、南久宝寺町老丁目人家ニ而も家内之もの起合相咎候逆、同人重立、脇差を拔疊江突刺、金銀可差出、声立候ハ、可切殺旨申威候処、却而拔身を乍被奪取、手元之品手早ニ盜取逃去候段、常吉者数度之儀別而不届之科、翌辰年四月廿一日行之

(五六二一六)

安政三辰年三月十八日入牢

無宿

大坂三郷町中引廻之上

池之嶋の

一疎

つる
辰五拾五歳

此者儀、養料錢相添小兒を貰請、右錢を以可給続与存付、世話人有之当歳之男子兩人貰請、養料錢遣捨、小兒者追々筵ニ包、荒繩ニ而括、殺候始末、別而不届至極之科、同年五月三日行之

(五六一一七)

安政三辰年四月十四日入牢

一下手人

當時無宿

甚平
辰式拾五歳

此者外三人儀、武家方漕船加子ニ被雇、安治川筋船掛中此者外式人者上陸、見物ニ立廻候途中酒狂之上、

此者儀行逢候女を無体引捕相戯、往來人立入取宥候を腹立ニ存、拳を以致打擲候処、人殺之旨声立、外

往來人共寄集取掛候ニ付、當時無宿龜十郎・同甚十郎も立加候得共、相手多人数ニ而難叶相成、此者儀

其身之不法を不顧、右船江駈帰、當時無宿三十郎江加勢相頼候趣、同人難黙止存、兩人共揖棒等持行、

相手者撰州九条村源兵衛宅江逃込候由承、又々右棒を以表之戸庇廻り等打毀押入、建具其外打碎及狼

藉、剩其砌出逢候播州市場村久兵衛を相手与心得、三十郎引捕、此者初登ニ打掛、一同及打擲候上、此

者儀尚久兵衛を井路川江投込打据、最早及死候積ニ而引退掛候処、同人助呉候様声立候を三十郎承引返、

為及絶命、殊右場所ニ致散乱候久兵衛所持之品々一且拾ひ取、銘々後難を恐、致出奔候始末、不屈之科、同年六月十八日行之

(五六一一八)

安政三辰年五月廿六日入牢

大坂三郷町中引廻之上

五ヶ所科書捨札建之

一火罪

當時無宿

惣吉
辰拾七歳

此者儀、一己小遣錢ニ差詰、主人嶋町式丁目与三郎

方店之間ニ有之木綿盜取、暇出候後、猶又可致盜与

船越町人家土藏之壁をこほち、貫竹を可焼切与母、

ま居宅表之戸透合掛鉄ヲ外シ立入、火口付木等持出、

火種を拵、右貫竹を焼切候節、辺之炭明俄江火移、

燃上候付、不得物取候共、土藏隣人家為致焼失候始

末、別而不届至極之科、同年六月廿六日行之

(五六一一九)

安政三辰年六月十三日入牢

嶋町式丁目

大坂三郷町中引廻之上

九郎兵衛支配借屋

一獄門

新五郎

辰三拾壹歳

此者儀、所々人家表裏之戸引明、又者明掛等分立入、

或戸之錠前を焼切入込、堂嶋永来町同所四丁目ニ而

者老入立、又者行衛不知無宿音吉互ニ頭取、出刃庖

丁を持、金銀可差出、声立候ハ、可殺旨、家内之者

を申威、数度之致盜候段、別而不届至極之科、同年

八月七日行之

(五六二一〇)

片桐石見守領分

摂州川辺郡米谷村

百性吉藏俸

安政三辰年六月廿六日入牢
一下手人

栄藏

辰武拾七歳

此者儀、氏神祭礼ニ付、村内之もの共地車引步行、

此もの妹聲同村万吉方板庇江過テ引当候を、意趣を

以仕成候儀与推察いたし可追弘与酒狂ニ乘し、威之

ため与者乍申、竹割庖丁無目当振廻、同村國藏外四

人江突疵付、既國藏者無間も相果候始末、不法之至、

不届之科、同年八月十六日行之

(五六二一一)

無宿

安政三辰年六月五日入牢

予州の

一死罪

良助

辰五拾六歳

此者儀、先達而致盜、入墨之上重敲申付候身分不慎、

所々寺院掛塀乗越、又者人家表之戸明掛有之内江入、

度々致盜候段、不届之科、同年十月十六日行之

(五六二一二)

讃岐屋町

安政三辰年六月十日入牢

竹之助代判九兵衛借屋

一死罪

喜兵衛

辰四拾八歳

此者儀、先達而致盜、入墨敲、又者不届有之重敲申

付候身分不慎、繫船艘之間ニ差置有之碇八挺盜取候

段、不届之科、同年十月十六日行之

(五六二二三)

安政三辰年八月十三日入牢

無宿

大工の

一死罪

長 松
辰式拾壹歳

此者儀、無宿納屋町の富吉外四人并行衛不知同異名
小しらめ外四人手合を替申合、人家浜納屋入口又者
所々店先軒下、或表裏之戸明掛有之内江入、又者固
辞明立入、致盜候段、不届之科、同年十一月二日行
之

(五六二二四)

安政三辰年四月八日入牢

無宿

眼玉の

一死罪

栄 吉
辰三拾貳歳

此者儀、先達而御仕置申付候無宿堺の篤松・同油屋
の久吉・同合羽の多吉并行衛不知同証吉申合、又者

耆人立、所々人家表之戸明掛、或固辞明立入、盗い
たし候段、不届之科、同年十一月五日行之

(五六二二五)

安政三辰年六月五日入牢

難波新地式丁目

卯之助借屋

新兵衛と名前差出罷在候

無宿

大坂三郷町中引廻之上

廣嶋の

一死罪

嘉 八
辰四拾一歳

此者儀、先達而致盜、入墨之上重敲相成、其後無宿
之身分ニ而新兵衛江及頼談、家号等讓請、同人之躰
ニ相成、致町住不詰相成候ハ猶又悪心差発、人家表
之戸固辞明引明、又者錠前を外、或明掛有之内江立
入、錢衣類等盜取候段、数度之儀、別而不届之科、
同年十一月五日行之

(五六二二六)

安政三辰年七月廿八日入牢

無宿

宇治の

一死罪

米 吉
辰拾九歳

此者儀、先達而致盜、於奈良入墨相成候身分不愼、

人家裏口之戸錠前を炭火を以焼切立入、金銭品盜

取、其後被捕候度毎、右盜口者押包、外不屈之筋而

已申立、重敲、猶重敲之上重追放、最前入墨之際江

猶又入墨之上重追放相成、被追払候場所直ニ御構

場江立入、所々人家表之戸建寄有之候を明立入、致

盜候段、重々不屈之科、同年十一月十九日行之

(五六二七)

式本松町

安政三辰年八月廿一日入牢

清兵衛支配借屋

一死罪

太郎兵衛
辰四拾六歳

此者儀、桑名町権四郎所持之掛屋敷買取之儀頼談候

得共、及大破直打無之候付、相断候処、家代銀之儀

者如何様ともいたし、猶修復金取替可呉旨、同人申

聞候付、弥讓請之及応対、尤代銀之儀者当時手元不

融通ニ付、金調達之処、右銀高之家質ニ取呉候様及

頼談、名前切替之儀も雜費掛候を厭、親類之廉ニ而

讓請之姿ニ取計貰ひ、右之文段ニ而権四郎并右町役

人名印之讓一札取置、此者名前ニ而切替候後、修復

料金之内請取、家繕いたし、追々取立候家質銀之内

利足之由を以、聊宛権四郎江相渡、右鉢勝手儘之相

対を以、多分之利徳請取乍居、約定之家質証文可差

入場合ニ至、右掛屋敷者此者名前ニ相成、権四郎方

ニ証跡無之を見込致横領、同人等ハ掛合請候節々、

右者親類之間柄ニ而貫請候杯不法之答およひ、刺高

橋町久兵衛を申透、右掛屋敷書入、金子借用いたし

返済相滞候工夫いたし、金田町宗次郎を欺、金子融

通可致与品能阿波町武兵衛江申談、不渡手形為致、

右を宗次郎方江入銀ニ相渡、直様同人宛之手形久兵

衛江返金ニ相渡、過金并最前相渡置候借用証文請取

候後、右手形不渡之由ニ而正金与引換呉候様、同人

申聞候ニ付、一兩日之内金子相渡候旨申偽、手形を

も取戻、是又久兵衛方無証拠を見込、不致頓着捨置候始末、重々巧成いたし方不届之科、同年十二月廿九日行之

(五六二二八)

安政三辰年九月廿二日入牢
一死罪

無宿
京の
亀 吉
辰四拾八歳

此者儀、先達而致盜、入墨之上重敲、其後不届有之、重敲之上大坂三郷弘、撰河両国弘、軽中追放、重敲之上重追放、入墨入直右際江猶又入墨之上重追放申付候身分不慎、御構場江立入、所々人家格子之透合手を入并竹を以搔出、又者表之戸明掛或固辞明立入、致盜候段、不届之科、同年十二月廿九日行之

(五六二二九)

安政三辰年十月五日入牢
本町卷丁目
次郎兵衛下人

大坂三郷町中引廻之上
一死罪

庄吉事
久 助
辰式拾一歳

此者儀、江州八幡寺村市兵衛が撰州九条村与兵衛宛名三而金拾九両封込有之書状届方、主人が申付請、持参之途中悪心生シ、取逃いたし、開封之上書状取捨、金子遺果候始末、不届之科、同年十二月廿九日行之

(五六一三〇)

元川村对馬守掛
佐渡守掛

安政元寅年十二月二日入牢
大坂三郷町中引廻之上
一死罪

無宿
東海屋の
佐 助
辰式拾九歳

(五六一三一)

安政二卯年四月十日入牢
大坂三郷町中引廻之上
同
江州の

一死罪

多 吉
辰三拾壹歳

此者共儀、先達而盜又者不屈有之、入墨之上重敲、多吉者其後猶又阿度重敲等申付候身分不慎、此者共并死亡無宿山戸の吉藏・行衛不知同いよの金藏・同あめ屋の佐助等追々手合を替申合、又者佐助老人立、所々人家表裏口之戸錠おろし有之、釘又者竹切を以右錠を明、或者土藏之戸固辞明、表口掛ヶ鉄を外し、裏口之戸板塀等固辞外し、人家横手之壁打破、又者裏口之戸建寄有之を明逼入、盗いたし候段、数度之儀、別而不届之科、去辰年二月二日行之

(五六一三二)

佐渡守掛

安政二卯年十二月廿一日入牢
大坂三郷町中引廻之上

無宿
ニツ茶屋村の
要 藏
辰四拾三歳

一死罪

此者儀、先達而不届有之、敲申付候身分不慎、所々

人家家根江伝ひ上り、二階雨戸又者窓之戸固辞明ヶ逼入、盗いたし候段、殊ニ数度之儀、別而不届之科、翌辰年三月十八日行之

(五六一三三)

無宿

安政二卯年四月五日入牢

あらやの

一死罪

伊之助

辰三拾貳歳

(五六一三四)

同

同年九月廿七日入牢

籠屋の

一死罪

藤 吉

辰三拾四歳

此者共儀、伊之助者先達而不届有之、所払、大坂三郷払等申付候身分不慎、此者共并無宿天満の亀吉・行衛不知無宿水屋の瓶吉・同大坂の千吉・死亡同美濃屋の弥兵衛等追々手合を替申合、所々人家表之戸明掛有之内江入、又者表之戸メ寄有之を明、或者表

之戸錠おろし有之を固辭外し這入、又者人群集ニ紛、往來人腰ニ提居候品、或者軒下出し店之傍ニ差置有之品をも盜取、其後伊之助儀被捕候得共、右盜口者押包、外悪事而已及白状、入墨之上撰河内國弘申付候身分ニ而猶も賊心不相止、御構場江立入、伊之助・

亀吉申合、又者此もの共慙人立、所々人家表裏口之戸明掛有之内江入、或者表之戸メ寄有之を明、又者窓之格子押外し、或者表之戸錠おろし有之を固辭外し這入、盜いたし候而已ならず、伊之助儀亀吉の売捌之世話頼候品者盜物与乍承、世話料可貰請欲心ニ迷引請、売捌遣世話料与して金子貰請候段、不屈之科、翌辰年四月廿七日行之

(五六一三五)

安政三辰年三月六日入牢

一死罪

無宿

佐賀の

卯之助
辰式拾九歳

此者儀、先達而盜又者不屈有之、入墨之上重敲、重

敲之上重追放、最前入墨之際江猶又入墨之上重追放等申付候身分不慎、御構場江立入候而已ならず、所々人家表之戸建寄有之を明這入、盜いたし候段、不屈之科、同年五月二日行之

(五六一三六)

安政三辰年二月十二日入牢

大坂三郷町中引廻之上

一獄門

無宿

阿知の

与次郎
辰式拾八歳

此者儀、所々人家表之戸メ寄有之を明、又者表壁之破れの手を入、掛ケ鉄を外し、或者河州神宮寺村寺院庫裏之腰板外し這入、盜いたし、然而已ならず盜可致念慮ニ而河州路立廻り候折柄、此者を目掛ケ、最寄飼犬吠集候付、可追散ため畑地ニ仕掛ケ有之土龍突盜取、右品を以犬を追散し候上、猶も右品を携、再度右寺院江罷越、庫裏之戸メ寄有之を明這入候折柄、尼僧体之者起合相答、傍ニ有之鉦を頻ニ打鳴し候付、心憎存候迎、持居候右土龍突を以右之者江疵

付、盗いたし、終同人儀右疵ニ而相果候仕儀ニ至候段、強盜之至、不届至極之科、同年五月二日行之

(五六一三七)

無宿

安政三辰年三月四日入牢

伊津美の

一死罪

伊兵衛

辰式拾六歳

此者儀、先達而盜又者不届有之、入墨之上重敲、重敲之上重追放等申付候身分不慎、御構場江立入候而已ならず、行衛不知無宿大坂の千吉申合、又者此者老人立、所々人家表裏口之戸建寄有之を明這入、盜いたし、剩役筋手先相働候もの之躰ニ仕成し、旅籠屋渡世之人家江罷越、横柄を震ひ、金錢押借可致与存付、最寄古道具屋店ニ而脇差買取、右を帶し、旅籠屋渡世鱧谷式丁目安兵衛方江罷越、此もの者役筋手先之者ニ而泊合之旅人可改筋有之罷越候間、表之戸を明候様申聞、メリ有之右戸を手強ニ打叩キ、終ニ為明家内江立入、役筋手先之躰ニ仕成、彼是権柄

を震ひ罷在候処、於其場被捕押、念慮之通不遂事候共、不届之科、同年七月二日行之

(五六一三八)

無宿

安政三辰年二月九日入牢

五右衛門事

一死罪

龜吉

辰拾九歳

此者儀、死亡無宿阿輪の美喜藏申合、此者者表口ニ而往来人を心付罷在、美喜藏所々人家表之戸又者納屋之戸等固辭明這入候物音ニ家内之者相驚、裏口江逃退候跡ニ有之金銀錢品盜取、或者家内之もの起出候迎、抜刃を持、声立候者可殺旨申威、盜いたし、西高津村人家ニ而も抜刃を持、前同様申威、錢品盜取立去掛ヶ候節ニ至、最寄之人家之者共起合セ、盜賊之由申呼り、追駈參り候を心憎存、右之者共江疵付、小西町ニ而者捕押ニ掛り候家内之者共江も同様庇付、不得物取逃去、其節々此者儀美喜藏盜取候金銀錢品俱々持退遣、然而已ならず南竹屋町人家江も立

越、表之戸或者格子之透等ハ木切抜刃等突込、固辭
明掛ケ候節々、家内之者相咎候付、前同様申威候得
共、身分怖敷存候迎、迎ニ有之候小石拾ひ取、右人
家之格子江投付ケ候儘ニ而不得物取、逃去候共、右
始末不届至極之科、同年七月十九日行之

(五六一三九)

長町六丁目

儀兵衛借屋

友右衛門物置場ニ罷在候

無宿松之助女房

安政三辰年七月十日入牢
大坂三郷町中引廻之上

一獄門

つる
辰四拾壹歳

此者儀、行衛不知夫松之助一同無宿之身分ニ而知人
友右衛門を頼、同人借請居候物置場ニ差置賈、其上
松之助働ニ立出候留守中、摂州大野村之者之由申立
候富藏ハ同村佐兵衛女房ウの出産いたし候当歳之女
子を外方江養女ニ差遣度、賈人聞繕之儀頼請候ハ養
料金可掠取与邪念を生し、右小兒賈先有之間、致世

話可遺旨申欺、追而右富藏并同村之者之由、名前不
知年頃六拾歳計の女連立、小兒ニ養料金壹両差添運
參候を、此者手元江預り置候上、右小兒ニ聊之錢相
添無宿之者江呉遣、夫々江者品能申成し可置与一己ニ
相巧候儀押包、知人長町六丁目未太郎代判松右衛門
同居作太郎女房はる乳有之候を幸ニ同人をも申欺、
相頼賈乳いたし相育候内、夫松之助働先合立帰り候
付、此者念慮之次第頭ニ者難申明候迎、世話料賈請、
当座之凌ニ可致与富藏任頼、右小兒を預り置、賈人
聞繕遣居候由申偽候を松之助不聞請、此者取計方以
之外之儀ニ付、早々右小兒を親元江可差返旨申論、
松之助儀右大野村江立越、富藏始佐兵衛夫婦之者居
所相尋候得共、同村ニ右名前之者共無之由、村方之
者申答、富藏其余之者共居所、又者小兒出所等不相
知節ニ至、松之助儀右小兒を何方江成共相応之賈先
聞繕可差遣旨申聞、猶又働ニ立出候跡ニ而此者初念
之通、小兒を無宿もの江呉遣、猶も夫々江者品能可
申偽置与其儀者勿論、小兒出所等不知次第も押隠し、

はる江者此者知人天満辺ニ住居罷在候亀太郎夫婦之者右小兒を貰請度旨相望候付、連行候間、はる付添参り途中、乳を為給呉候様、無跡形貰人之名前を取拵申偽相頼、はる俱々天満辺江罷越候上、小兒を亀太郎江致手渡可参旨申欺、はるを最寄ニ為待置、此者右小兒を抱、難波小橋辺を立廻り、無宿跡之者を見掛聞繕候得共、貰人無之小兒連婦候儀も難相成候逆、悪念及増長、此者懐ニ而寝入居候右小兒を古裂ニ卷、其上を細帯ニ而括メ、右橋詰河岸端ハ川中江投捨殺、無何氣躰ニ仕成、はる為待置候場所江立戻、小兒を亀太郎江致手渡参り候由ニ申偽、はる俱々立婦候上、同人江度々乳為給貰候為謝礼最前請取置候養料金之内壹歩呉遣、残金此者一己ニ掠取遺捨、追而夫松之助働先ハ立婦候付、右小兒者此もの前以知ルル人相成候亀太郎夫婦之者任望、養料金之内相添差遣候由ニ申偽置候段々之始末、残忍之仕方、別而不届至極之科、同年十月十六日行之

合三拾九人

巳

二月

参府

佐々木信濃守

久須美佐渡守

参府

佐々木信濃守

久須美佐渡守

辰正月ハ同十二月

一牢舎人数高千三百三拾九人(七カ)

亥年入牢者五人

但 寅年入牢者五人

卯年入牢者百七拾九人
辰年入牢者千四拾式人

内

町中引廻磔

壹人

町中引廻五ヶ所科書捨札建之火罪

壹人

町中引廻獄門

三人

町中引廻死罪

七人

死罪

式拾五人

下手人

貳人

入墨敲可申付処、女之儀ニ付、

入墨之上過怠牢

九人

死罪可申付処、幼年之儀ニ付、
入墨敲

壹人

入墨之上重敲可申付処、幼年
之儀ニ付、入墨

七人

壹人

遠嶋

最前之入墨之際、江猶又

五人

入墨之上重敲可申付処、其節
幼年之儀ニ付、入墨

三人

入墨之上追放

入墨入直追放

壹人

入墨敲可申付処、幼年之儀ニ付、
重敲（マコ）

壹人

入墨之上追放

五人

重敲（マコ）

入墨入直大坂三郷払

貳人

入墨敲可申付処、非人手下之儀ニ付、

壹人

入墨之上大坂三郷払

貳人

入墨之上長吏共江引渡、相当之
仕置可申付旨申渡

入墨之上大坂三郷ニ罷在間敷

壹人

入墨敲可申付処、旧悪之儀ニ付、
御仕置之不及沙汰

壹人

入墨之上重敲申付、先達而

壹人

入墨

拾七人

申渡候通、大坂三郷ニ罷在間敷
旨申渡

壹人

入墨

拾七人

入墨之上重敲

貳拾壹人

入墨可申付処、幼年其上非人
手下之儀ニ付、長吏共江引渡、敲
相当之仕置可申付旨申渡

貳人

入墨之上重敲可申付処、穢多

壹人

重敲之上追放可申付処、女之
儀ニ付、過怠牢之上追放

壹人

之儀ニ付、入墨之上穢多村年寄江
引渡、重敲相当之仕置可申付旨

壹人

重敲之上追放可申付処、女之
儀ニ付、過怠牢之上追放

壹人

申渡

壹人

重敲之上追放可申付処、女之
儀ニ付、過怠牢之上追放

壹人

入墨敲

六拾八人

敲之上追放

拾六人

入墨敲

六拾八人

敲之上追放

拾六人

敲之上追放可申付処、穢多之儀ニ付、 穢多村年寄江引渡、相当之仕置 可申付旨申渡	老人	女之儀ニ付、過怠牢之上撰河 両国払	老人
免許状并刀脇差鎗取上、 追放	老人	撰河両国払	五人
刀脇差取上、追放	老人	撰河両国払可申付処、穢多 之儀ニ付、穢多村年寄江引渡、 相当之仕置可申付旨申渡	七人
追放	拾四人	所を構大坂三郷払	五人
追放可申付処、座頭之儀ニ付、 仕置檢校江引渡、座法之通 可取計旨申渡	老人	敲之上大坂三郷払	三人
追放可申付処、非人番之儀ニ付、 長吏共江引渡、相当之仕置 可申付旨申渡	老人	大坂三郷払	八人
追放可申付処、非人手下之儀 ニ付、長吏共江引渡、相当之 仕置可申付旨申渡	老人	重敲之上所払可申付処、旧悪 之儀ニ付、御仕置之不及沙汰 敲之上所払	老人
追放可申付処、穢多之儀ニ付、 穢多村年寄江引渡、相当之 仕置可申付旨申渡	老人	敲之上所払可申付処、無宿 之儀ニ付、敲之上大坂三郷払 所持いたし候品并家財 取上所払	拾五人
敲之上撰河両国払	貳人	家財取上所払	老人
敲之上撰河両国払可申付処、	貳人	所持之品并雜物取上所払	老人
		免許状取上所払	老人

所払

所払可申付処、無宿之儀ニ付、大坂三郷払

拾四人

式人

所払可申付処、穢多之儀ニ付、穢多村年寄江引渡、相当之仕置可申付旨申渡

壹人

大坂三郷ニ罷在間敷

重敲

重敲可申付処、女之儀ニ付、過怠牢

五拾人

壹人

重敲可申付処、幼年之儀ニ付、過怠牢

壹人

重敲可申付処、非人手下之儀ニ付、長吏共江引渡、相当之仕置可申付旨申渡

三人

重敲可申付処、幼年其上非人手下之儀ニ付、長吏共江引渡、手鎖相当之仕置可申付旨申渡

壹人

重敲可申付処、穢多之儀ニ付、穢多村年寄江引渡、相当之仕置可申付旨申渡

壹人

重敲可申付処、女之儀ニ付、過怠牢可申付処、穢多之儀ニ付、穢多村年寄江引渡、相当之仕置可申付旨申渡

壹人

重敲可申付処、旧悪之儀ニ付、御仕置之不及沙汰

式人

世話料取上敲

壹人

口入料取上敲

壹人

敲

百四拾九人

敲可申付処、女之儀ニ付、過怠牢

九人

敲可申付処、幼年之儀ニ付、過怠牢

四人

敲可申付処、無宿幼年之儀ニ付、非人手下

拾九人

敲可申付処、其節幼年之儀ニ付、非人手下

壹人

敲可申付処、無宿幼年之儀ニ付、非人手下
(朱母)「女」

四人

敲可申付処、非人手下之儀ニ付、長吏共江引渡、相当之仕置可申付旨申渡

壹人

敲可申付処、穢多之儀ニ付、穢多村年寄江引渡、相当之仕置可申付旨申渡	九人	過料可申付処、無宿之儀ニ付、於高原溜手鎖可申付処、数日入牢之儀ニ付、咎之不及沙汰	老人
敲可申付処、穢多女之儀ニ付、穢多村年寄江引渡、過忘牢相当之仕置可申付旨申渡	三人	押込	老人
敲可申付処、穢多幼年女之儀ニ付、穢多村年寄江引渡、過忘牢相当之仕置可申付旨申渡	老人	押込可申付処、数日入牢ニ付、令有免咎之不及沙汰	老人
敲可申付処、旧悪之儀ニ付、御仕置之不及沙汰	八人	押込可申付処、穢多之儀ニ付、穢多村年寄江引渡、相当之儀可申付旨可申渡処、数日入牢ニ付、令有免咎之不及沙汰	老人
預り候品取上、手鎖	老人	世話料取上、吉三郎俱々	老人
年寄役取放、手鎖	老人	質代銀償	老人
手鎖	九人	叱り	六人
脇差取上、過料	老人	叱り置可申処、数日入牢之儀ニ付、令有免咎之不及沙汰	老人
所持古金銀并焼流金	老人	御仕置之不及沙汰	老人
売徳錢共取上、過料	三人	咎之不及沙汰	老人
過料	三人	町奉行江引渡	老人
過料可申付処、非人手下之儀ニ付、長吏共江引渡、相当之咎可申付旨申渡	老人	無構出牢	百三拾九人
		牢死	二百拾五人

〔原〕(朱世)

高溜預中病死

五拾五人

下宿所預中逃去

壹人

下宿所預中病死

拾九人

高原溜預二而去辰年乙

貳拾四人

当巳年江越候者

百六人

下宿所預二而去辰年乙

貳人

当巳年江越候者

貳人

下宿請人預二而去辰年乙

貳人

合千百九拾壹人

殘而百四拾六人 是者巳年江越

(朱世)

〔此外年を越候牢舎無御座候〕

以上

巳

二月

參府

佐々木信濃守

久須美佐渡守

於堺去辰年死罪之者并牢舎
之者之儀、堺奉行申聞候趣、申上候

書付

土屋采女正

於堺去辰年死罪之者科書壹冊、牢舎之者人数書付壹
通、関出雲守差出候間、入御披見候、以上

三月六日

〔内表紙〕

安政三辰年堺二而死罪之者科書

関 出雲守 一

(五六二〇二)

無宿

安政二卯年九月廿一日入牢

嘉八事

一死罪

嘉 七
貳拾貳歳

此者儀、先達而致取逃、請人乙償之上助命相願、京
都町奉行所ニおゑて洛中洛外ニ罷在間敷旨申渡受候
後、壹人立又者大坂西高津新地七町目宗兵衛申合、
堺六間町寅吉方外六ヶ所表戸明掛り有之所乙立入、
殊ニ同所新地住吉橋通北壹町目林助方外貳ヶ所ニ而

者壁を以表戸固辞明、或者壁を切破這入、衣類錢其
外品々盜取候科、同三辰年正月廿一日行之

河州内村名不存百姓家人口戸立寄有之を明ヶ立入、
衣類其外盜取候科、同三辰年二月廿七日行之

(五六二〇二)

(五六二〇四)

安政二卯年十月七日入牢

無宿 紀州の

安政二卯年十二月十三日入牢

無宿 梅村の

一死罪

佐多吉
式拾〇歳

一死罪

作次郎
三拾五歳

此者儀、先達而致盜候依科、入墨之上重敲御仕置相
成候後、泉州今福村勘右衛門方外壺ヶ所納屋又者表
入口戸明掛り有之処今立入、黒塗椀其外品々盜取候
科、同三辰年正月廿一日行之

(五六二〇五)

田安殿領知

泉州大鳥郡梅村

百姓

同日入牢

重五郎
式拾六歳

(五六二〇三)

無宿

但馬の

富太郎
三拾三歳

(五六二〇六)

同村

百姓

安政二卯年十一月廿七日入牢

同日入牢

嘉助
式拾六歳

一死罪

此者儀、先達而致盜候依科、入墨之上重敲相成候後、

此者共儀、忝人立又者銘々并無宿文七申合、泉州梅村茂兵衛方外拾式ヶ所納屋并庫裏入口戸明掛り有之所立入、或者土藏壁鎌ニ而壞、板羽目炭火を以燒拔這入、菜種其外品々盜取候科、同三辰年三月十六日行之

(五六二〇七)

安政二卯年十二月十五日入牢

一死罪

北尾町次郎兵衛

同居

藤吉

三拾叁歳

此者儀、堺柳錦両大工町亀吉方表之壁木切を以壞這入、衣類其外盜取候科、同三辰年三月十六日行之

(五六二〇八)

安政三辰年二月十三日入牢

一死罪

無宿

松之助

式拾叁歳

此者儀、泉州内畑村太郎右衛門外忝人之者共取拵候

同国伯太渡邊丹後守領分通用似セ銀札、追而割合賃錢貫請候積ニ而引替方頼請、所持いたし、殊右を以名住所不存者共手合ニ加り、忝人より式匁迄之賭銀ニ而廻り筒賽博突いたし候科、同年五月十六日行之

(五六二〇九)

安政三辰年二月十八日入牢

一死罪

無宿

河内の

留吉

拾八歳

此者儀、先達而致盜候依科、入墨敲相成候後、泉州伯太渡邊丹後守陣屋裏手之塀を乗越、右家来山内権太郎外式ヶ所表入口戸明掛り有之所より立入、衣類其外盜取候科、同年五月十六日行之

(五六二一〇)

安政三辰年三月廿五日入牢

無宿

小原の

安松事

一死罪

安兵衛
貳拾五歳

此者儀、先達而致盜候依科、於紀州入墨之上追放相成候後、泉州貝掛村善太郎方外式ケ所表入口戸建寄有之を明ケ立入、金銀錢其外盜取候科、同年六月廿三日行之

(五六二二二)

土屋采女正領分

泉州日根郡淡輪村
百姓

安政二卯年十二月廿五日入牢
一死罪

喜四郎倅
繁 七
三拾六歳

(五六二二一)

無宿

樽屋の

安政三辰年三月廿七日入牢
一獄門

徳 松
貳拾六歳

此者儀、河州内村名不存百姓家表入口戸木切を以固辞明ケ立入、衣類其外品々盜取、其上堺西天神前町嘉七方家根引窓今忍飛下り、戸棚明掛候物音ニ同一起合、盜賊之旨声立、捕掛候節、其場を可通与、兼而持参り候出刃庖丁を以所々江為疵負、逃去候科、六月廿三日行之

此者儀、村内清七方表入口戸明掛り有之処、又者同村文助方外三ヶ所ニ而者木切を以表裏入口メり其外土蔵錠前固辞明ケ立入、衣類金銀錢等盜取、右品質入壳代并盜金銀錢を以、兼而密通致し居候紀州若山湊東長町老町目久吉娘つちゑを別宅ニ差置、諸雜費賄遺候科、同三辰年七月廿三日行之

(五六二二三)

無宿

安政三辰年三月十三日入牢

一町中引廻し死罪

稲川の
久 吉
貳拾九歳

此者儀、無宿増吉外式人代々申合、泉州鉢ヶ峰山門

前百姓与兵衛方四ヶ所土藏メリ戸并窓鉄物木切丸太等を以固辞明ヶ遣入、又者老人立、同国辺村名不存百姓家式ヶ所表入口戸明掛り有之所立入、衣類其外或者東海道桑名宿渡海船中乗合旅人之紙入をも盜取候科、同年七月廿三日行之

(五六二二四)

安政三辰年四月廿一日入牢
一死罪

無宿
常安町の
亀 吉
拾六歳

(五六二二五)

同日入牢
一同

同
美濃の
房 吉
拾八歳

此者共儀、先達而盜其外不屈有之、亀吉者敲可相成処、其節幼年無宿ニ付、於高原溜三十日手鎖、猶又敲可相成処非人手下、其後入墨、房吉者入墨之上重

敲可相成処、幼年ニ付、入墨相成候後、無宿江戸の豊吉申合、摂州住吉辺并堺天神境内人立之場所ニ而往来人懷中之金銀錢財布之儘盜取候科、同年七月廿三日行之

(五六二二六)

安政三辰年五月十一日入牢
一死罪

無宿
豊後の
鉄 藏
式拾三歳

此者儀、先達而かたりいたし候依科、入墨敲相成候後、無宿伊助申合、堺北材木町久左衛門方表入口戸明掛り有之処より立入、脇差其外又者大坂土佐堀川内ニ繋有之芸州内海村折松船江乗移、手箱引出しニ入有之候金子等盜取候科、同年七月廿三日行之

(五六二二七)

岡部筑前守領分

泉州日根郡信達大苗代村

安政三辰年六月十八日入牢
百姓
惣七方ニ罷在候
金 藏
四拾三藏
一下手人

此者儀、紀州塩屋村非人久左衛門娘ひさと密通之上
夫婦相成、無宿又者非人之素生と押隠、泉州信達大
苗代村惣七方ニ罷在、殊同国瓦屋村番非人辰藏と酒
給合、互ニ酩酊之上不取留及口論、剃刀を以爲疵負、
右疵ニ而同人相果候科、同年八月廿九日行之

(五六二一八)

御朱印地
泉州泉郡貝塚卜半
真教院境内西之町
喜八借屋
新 六
三拾六歳
安政三辰年六月十八日入牢
一下手人

此者儀、町内氏神祭礼ニ付、若者共担歩行候傍太鼓
昇手、同町岩吉混雑之紛、脇腹を蹴候合及口論、三
藏・五兵衛取支立別候後、猶心外ニ存、小刀用意之

上、掛合ニ可罷越与同町藤吉者右昇手之内世話方頭
取ニ付、同人方江立寄話聞候処、一応申看候迄ニ而、
強而不取敢鉢ニ候迎、五兵衛方江立越、三藏も参り
合、再度声高申談居候折柄、藤吉罷越、最前有候を
も不取用、彼是申分有之候ハ、同人相手ニ可成杯申
聞候を憤、小刀を以同人江切付、取支候三藏・五兵
衛江も爲疵負、右疵ニ而五兵衛相果候次第ニ至候科、
同年九月十三日行之

(五六二一九)

無宿
出嶋の
安政三辰年八月四日入牢
一死罪
牢死
留 吉
(年齢不詳)

此者儀、先達而致盜候依科、於紀州入墨之上追放相
成候後、無宿黒江の吉松・同若山の常松申合、同国
辺往還ニ而旅人鉢之男臥居候傍ニ有之候張籠ニ入候
金子衣類等、又者泉州在村名不存人家軒下ニ差置有
之候銅延板、或者同国貝掛村神社銅瓦盜取候科、存

命ニ候得者死罪可申付者ニ候段、一件之もの江同年十一月廿三日申渡候

迎、手元ニ有之候反物盜取候科、同年十一月廿三日行之

(五六二二〇)

合式拾老入
巳二月
関 出 雲 守

安政三辰年八月廿六日入牢

無宿
兄の

梅 吉

一死罪

拾七歳

辰正月廿二月中

関 出 雲 守

此者儀、先達而致盜、入墨之上重敲相成候後、無宿
非人郡山の民藏申合、堺綾之町喜兵衛宅表入口戸明
掛り有之処立入、手拭地盜取候科、同年十一月廿三日行之

一堺揚り屋牢舎惣人数百四拾式人

但 卯年入牢三拾三人
辰年入牢百九人

内

(五六二二一)

安政三辰年八月廿六日入牢

無宿
八田の

一死罪

治三郎
三拾七歳

獄門
町中引廻し死罪
死罪
存命ニ候得者死罪
可申付ものニ候段、
一件のもの江申渡

老入
老入
拾六人
老入

此者儀、先達而致盜候依科、入墨之上重敲相成候後、
泉州八田南村善藏方江罷越候節、家内二人不居合候

下手人
 脇差取上、
 入墨之上追放
 存命ニ候得者刀脇
 差取上、入墨之上
 追放可申付ものニ
 候段、一件之もの江申渡
 入墨敲
 入墨敲可申付処、
 拾五歳以下ニ付、
 入墨
 入墨敲可申付処、
 悪事致し候者
 幼年之節ニ而
 非人ニ付、当表長
 吏共江引渡、敲相
 当之仕置可申付
 旨申渡
 刀脇差取上、
 敲之上追放
 敲之上追放
 敲之上追放可

貳人
 貳人
 貳人
 貳拾貳人
 貳人
 貳人
 貳人
 貳人
 貳人

申付処、女之儀ニ付、
 過怠牢之上
 追放
 追放
 存命ニ候得者追放
 可申付ものニ候段、
 一件之もの江申渡
 敲
 敲可申付処、女之
 儀ニ付、過怠牢
 敲可申付処、幼年
 無宿之儀ニ付、
 非人手下
 敲可申付処、女非人
 之儀ニ付、当表長吏
 共江引渡、過怠
 牢相当之仕置
 可申付旨申渡
 存命ニ候得者敲
 可申付ものニ候段、
 一件之者江申渡
 所払

貳人
 貳人
 貳人
 三拾七人
 貳人
 貳人
 貳人
 貳人

急度叱り

老人

急度叱り置可申処、

数日入牢ニ付、不及

咎之沙汰旨申渡

老人

存命ニ候得者急度

叱り置可申処、数日

入牢ニ付、不及咎之

沙汰旨可申渡者ニ

候段、一件之もの江申渡

老人

申口相分、出牢

牢死

拾八人

拾三人

合百三拾老人

外ニ牢舎不申付

重敲可申付処、女

非人之儀ニ付、当表

長吏共江引渡、

過怠牢相当之

仕置可申付旨申渡

所私

老人

残而

在牢拾老人 是者巳年江越

(朱書) 「此外年を越候牢舎無御座候」

以上

巳

関 出雲守

(中略)

覚

一通用銀吹直御用取扱、佐々木信濃守御役替ニ付、代

り久須美佐渡守取扱候様可申渡旨被仰下、承知仕候

儀、申上候書付、老通

(中略)

一御仕置相伺置候者之内相果候儀、当地町奉行申聞候

趣、申上候書付、老通

但、町奉行共差出候書付老通

一当表御城入町人尼崎又右衛門就病氣、実子又次郎江

相続願之儀、町奉行申聞候趣、申上候書付、老通

右之通書付都合拾老通、御証文下書老通、絵図老通進

達之仕候、以上

三月廿六日

御老中五人様

土屋采女正

御仕置相伺置候者相果候儀、当地

町
堺奉行申聞候趣、申上候書付

土屋采女正

不筋之掛合いたし取立金横取、又者身分を不願、右掛
合ニ携候一件ニ而先達而御仕置相伺置候者之内相果候
儀、申上候書付老通、久須美佐渡守差出候付、入御披
見候、以上

三月廿六日

御仕置奉伺置候者之内相果候儀
申上候書付

久須美佐渡守

在府

戸田伊豆守

不筋之掛合いたし取立金
横取、又者身分を不願、右
掛合ニ携候一件之内

増田作右衛門御代官所

大坂町奉行所の刑事判例(四)

摂州西成郡難波村
中之町

伊兵衛借屋
佐兵衛方座敷
罷在候

巴三月廿二日病死

武 八

右御届申上候、以上

巴三月

久須美佐渡守

在府

戸田伊豆守

(後略)

十一 安政四年十月より十二月に至る 御用留

(表紙)

「 安政四丁巳年

御用留

從十月至十二月」

覚

一久須美佐渡守儀一人(三而)出精相勤候ニ付、拝領物
被仰付、申渡候儀、申上候書付、老通

四三

一常憲院様百五十回御忌御法事御執行ニ付、御赦可書上重罪之者無御座候段、堺奉行申聞候趣、申上候書付、老通

但、堺奉行差出候書付老通

(中略)

右之通書付都合三通通進達之仕候、以上

十月六日

土屋采女正

御老中五人様

(朱書)「生ル」

常憲院様百五十回御忌御法事御執行ニ付、御赦可書上重罪之者無御座候段、堺奉行申聞候趣、申上候書付

土屋采女正

当十月初常憲院様百五十回御忌御法事御執行ニ付、御赦

(朱書)「生ル」

可書上重罪之者無御座候付、申上候書付老通通関出雲守

差出候間、進達之仕候、以上

十月六日

常憲院様百五十回御忌御法事之御赦

可書上重罪之者無御座候儀、申上候書付

関 出雲守

当十月初常憲院様百五十回御忌御法事御執行ニ付而、御赦被仰出候、其趣を存、死罪歟、又者遠嶋ニ可成程之者可書上旨、其外前々御法事之御赦ニ被行候輕罪之者をハ如例了簡仕可申付旨、御下知之趣、御書付を以被仰渡奉承知候、然ル処當時在牢死罪遠嶋□可書上もの無御座候付、此段申上候、以上

已 九月

関 出雲守

覚

一堺拜借地之儀ニ付、御下知之趣御請申上候候儀、堺奉行申聞候趣、申上候書付、老通

但、堺奉行差出候書付老通

一常憲院様百五十回御忌御法事御執行ニ付、御赦伺帳当地町奉行差出候付、差上候儀申上候可書付、老通

但、町奉行共差出候帳面老通

(中略)

右之通書付都合式通、帳面耆冊、進達之仕候、以上

十月十六日

土屋采女正

御老中五人様

(中略)

常憲院様百五十回御忌御法事

御執行ニ付、御赦伺帳当地町

(朱書)「差出候付」
奉行。差上候儀、申上候書付

土屋采女正

先達而被仰下候当月常憲院様百五十回御忌御法事御執行ニ付、御赦伺帳耆冊、久須美佐渡守・戸田伊豆守差出候付、進達之仕候、以上

十月十六日

(内表紙)

「常憲院様百五十回

御忌御法事

御赦伺書

御扣(朱書)

久須美佐渡守

佐渡守掛

戸田伊豆守

無宿

当五月廿六日入牢

亀 蔵

巳二拾三歳

此者儀、所々立廻り、船方相働罷在、志州於鳥羽湊、尾州船之由名前不知船頭ニ被雇、右船江水主ニ乗組、乗働いたし居候内、地名不存湊江碇泊いたし候節、与風悪心差発候逆、目間見合船中掛ヶ硯之内ニ差入有之候金三拾七両三分致取逃候由申之、右金子不殘所持罷在、外ニ致悪事候儀相聞不申候得共、右始末不届ニ付、死罪

(朱書)

「右取逃ニ逢候船頭甚助承合候得共、相知不申候付、

右亀蔵所持いたし候金子取上候様可仕与奉存候」

右之者書面之通、御仕置可相伺者ニ御座候得共、此度常憲院様百五十回御忌御法事之御赦ニ御免可被仰付候哉、奉伺候、以上

巳

十月

久須美佐渡守

戸田伊豆守

(中略)

覚

十一月十八日

土屋采女正

(中略)

(朱書)

「二」脇坂中務大輔殿令各様江御状被遣候儀ニ付、申

上候書付、老通

但、中務大輔殿令被遣候御状三封

播州片嶋原村百姓又次郎同居倅

喜十郎盗いたし候一件御仕置、当地

町奉行相伺候趣、申上候書付

土屋采女正

(朱書)

「三」当巳年御本丸方其外御修復御入用帳差上候儀、

此地破損奉行申聞候趣、申上候書付、老通

但、破損奉行共差出候帳面老冊

播州片嶋原村百姓又次郎同居倅喜十郎盗いたし候一件吟味伺書老冊、久須美佐渡守・戸田伊豆守差出御仕置之儀、黄紙下ケ札を以相伺申候、依之右伺書老冊入御披見相伺候、宜御差図被成可被下候、以上

(朱書)

「四」御目付城隼人儀、此節京都在勤日割ニ候処、中

務大輔殿近々御廻坂ニ付、此表ニ居残候儀、申

上候書付、老通

十一月十八日

(内表紙)

「」播州片嶋原村百姓又次郎同居倅

喜十郎盗いたし候一件吟味伺書

(朱書)

「二」播州片嶋原村百姓又次郎同居倅喜十郎盗いたし

候一件御仕置、当地町奉行相伺候趣、申上候書

御扣(朱書)

掛

久須美佐渡守

戸田伊豆守

播州片嶋原村百姓又次郎同居倅喜十郎盗いたし候一件吟味仕候趣、左之通御座候

脇坂中務大輔殿領分

播州掛西郡片嶋原村

百姓又次郎同居倅

当閏五月廿三日入牢

同六月二日重病ニ付、下宿所預

喜十郎

巳式拾七歳

(黄紙下ヶ札)

「此喜十郎儀、所々水車小屋入口之戸明掛有之内江入、盗いたし、又者同小屋裏口ニ有之品等盗取候而已ならず、貞五郎・利兵衛所持水車小屋江用向有之罷越候節々、右場所二人不居合候趣、手元ニ有之品を茂盗取候段、不届ニ付、入墨之上重敲可申付候哉」
右之者吟味仕候趣、近頃一己之小遣錢ニ差支候今与風悪心差発、当正月々同五月迄之内日不覚、摂州之内地名不存所々水車小屋入口之戸明掛有之内江入、衣類物

数拾品、四ヶ度盗取

(朱書)

「右被盜主共相知不申候」

同三月十日同州二ツ茶屋村貞五郎所持之小屋ニ此者知

人嘉左衛門与申者被雇(相働居カ)候付、同人江用向有之、面

会可致与存右之小屋江罷越候趣、折柄同所ニ人居

(候連カ)手元ニ有之候衣類物数八品盗取

(朱書)

「右被盜主者前書貞五郎日雇重敲(二面カ)、貞五郎儀重

藏召連本文之次第(訴出申口カ)符合仕候」

同月十三日同州石井村利兵衛所持水車小屋ニ而茂此者

知人仲藏与申者被雇相働居候付、同人江用向有之、面

会可致与存、右水車小屋江罷越候節茂同様不居合候付、

手元ニ有之候衣類式品盗取

(朱書)

「右被盜主者前書利兵衛ニ而、本文之次第訴出申口符

合仕候」

同月日不覚、同州之内地名不存水車小屋裏口ニ有之候

木綿衣類壹盗取

(朱世)

「右被盜主相知不申候」

儲成品之由申偽、式品者兼而人撰州□和助相頼、同人置主、同村七兵衛判□、同村藤次郎方江代金式朱与錢六百元、九品者同村德藏相頼、同人置主、同村弥□判組を以質屋右藤次郎方江代金式□之質物ニ差入貰、八品者往来之古手買□追々ニ代金壹分与錢六貫四百五拾文ニ□、式品者同州之内地名不存山中樹木之小陰江取隱置、追而取出ニ罷越候処、右品不相見候付、不審ニ存候得共、素々盜物之儀ニ付無致方、其儘ニいたし打過居候処、被捕候由申之候

(朱世)

「右和助外三人相糺候処、申口符合仕、喜十郎申開

候趣実事与存、盜物与者更ニ不存、質入遣候由申之、

質屋藤十郎も是□与者不存、質物ニ取置候由申

之、品差出□質取方ニ而何れも馴合候筋不相聞候

□、和助外三人者喜十郎質入之儀頼聞候□盜物ニ

有之処、其儀□□存候共、得与出□不相糺、右鉢

之品質入□候段不念ニ付、和助過料三貫文申付、

七兵衛外式人者質代錢償可申付与奉存候、且右往來之古手買名所相知不申候付、居所聞探方申付置候」

一右藤次郎差出候品取上置、被盜主相□候分者追而落着之節、夫々江可渡遣与奉存候」

右始末不屈之旨吟味詰候処、無申披由申之候

右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之儀黄紙下ヶ札を以奉伺候、以上

已

十一月

掛

久須美佐渡守

戸田伊豆守

(中略)

不筋之掛合致し、取立金横取、又者身分を不顧、右懸合ニ携候一件御仕置之儀、以別紙相違候間、得其意可被達候、以上

十一月十五日

内藤紀伊守

久世大和守

松平伊賀守

土屋采女正殿

堀田備中守

大坂町奉行懸

増田作右衛門御代官所

撰州西成郡難波村中之町

伊兵衛借屋佐兵衛方

座敷借罷在候

存命ニ候得者

死罪

病死

武 八

四辻家支配

四天王寺附樂人

百日逼塞

園 駿 河

右之通御仕置可被申付候、以上

一朱書之内、善兵衛・半左衛門、過料三貫文宛申付、過

料難差出候ハ、三十日手鎖、栄藏者伺之通急度叱り

置候様可被致候

十一月

(中略)

覚

一不筋之掛合致し、取立金横取、又者身分を不願、右

懸合携候一件御仕置之儀、以御別紙被仰下承知仕候

儀、申上候書付、卷通

一重科之者行衛不相知候付、人相書御触之儀ニ付、戸

田伊豆守相伺候趣、申上候書付、卷通

但、戸田伊豆守差出候書付卷通、帳面式冊

(中略)

右之通書付都合七通、御証文下書卷通、帳面四冊進達

之仕候、以上

十二月朔日

土屋采女正

御老中四人様

不筋之掛合致し、取立金横取、

又者身分を不願、右懸合ニ携候

一件御仕置之儀、以御別紙被仰下

承知仕候儀、申上候書付

土屋采女正

不筋之掛合致し、取立金横取、又者身分を不願、右懸

合ニ携候一件御仕置之儀、以御別紙被仰下奉得其意、

則久須美佐渡守・戸田伊豆守江相渡申候、以上

十二月朔日

重科之者行衛不相知候付、

人相書御触之儀ニ付、戸田伊豆守

相伺候趣、申上候書付

土屋采女正

当六月晦日夜、撰州西成郡高畑村百姓久兵衛を及殺

害、逃去候同人日雇同村九郎兵衛儀、行衛相知不申候

付、雇主を及殺害候罪状御仕置先例取調候処、別紙太

吉ニ引当可申重科之者之儀ニ付、人相書を以尋之儀、

別紙嘉平(朱書)次次例ニ見合、当表支配国江者触書差出、諸向

御触之儀者各様江私(朱書)次分可申上哉之旨、伺書戸田伊豆守

差出候付、(朱書)先例及有之候間別紙伺之通以附札差図仕候、於其御地人相

書御触之儀御座候様仕度奉存候。(朱書)依之右伺書承附卷通并

例書卷冊、当表支配国江相触候触書案卷冊進達之仕候、

以上

十二月朔日

(朱書)

〔已上〕月廿七日戸田伊豆守以用人差出之、翌廿八日以附札相達之

重科之者行衛不相知候ニ付、

人相書御触之儀相伺候書付

書面伺之通御附札を以被仰渡承知仕候

已十一月廿八日

戸田伊豆守

別冊を以相伺候撰州高畑村百姓九郎兵衛儀、日雇主同

村久兵衛を及殺害、其場分逃去候ニ付、尋并捕方手当

申付候得共、今以行衛相知不申由ニ付、雇主を及殺害

候者罪状御仕置先例取調候処、別紙太吉ニ引当可申候

付、重科之者之儀ニ付、人相書を以尋之儀猶取調候処、

別紙嘉平(朱書)次次例ニ見合、当表支配国江触書差出可申与奉

存候、諸向御触之儀者江戸表江被仰上可被下候哉、依

之触書案相添此段相伺申候

(朱書)

〔書面伺之通御差図御座候ハ、当地之銘々并関出雲

守茂御達御座候様仕度奉存候〕

以上

巳

十一月

戸田伊豆守

各支配国之儀者

伺之通可被相触候

一統御触之儀者

江戸表江可申上候

(内表紙)

例書

当時無宿

太吉

右太吉儀、三郎兵衛方江日々被雇、船乗相持罷在候

処、其後雇具不申儀者此者酒癖悪敷故之儀ニ有之を

其儀ニ不^(心付カ)□此者取続方を難儀為致候者三郎兵衛

幼年ニ付、同居伯母ちう家事万端相賄居候故、同人

之取計ニ可有之与疑迄之儀を憤、右躰被召仕候恩□^(義カ)

を失ひ、ちう店先涼居候を刃物ヲ以手疵^(為負カ)□辺ニ居

合候たけをも無趣意切付候段、重々不屈至極ニ付、

大坂三郷町中引廻之上穢

(朱書)

右者弘化三年九月水野若狭守勤役中、其節之御城

代松〔平〕伊賀守殿江相伺候上□

文化九申年御渡

所司代伺

(朱書)「人」

一雇主を殺候者相書ヲ以尋之儀ニ付評儀

当地木屋町二条下ル式丁目万屋源兵衛貸座敷ニ逗留

罷在候肥後国本米屋町市原屋俊十郎雇人同国熊本金

田町^{(屋)〔朱書〕}嘉次平、右俊十郎儀当地江罷登候ニ付、供ニ右

嘉次平召連、去月下旬右座敷ニ止宿罷在候処、同

九日俊十郎儀鞍馬寺江致参詣罷帰候処、嘉次平儀酒

ニ給醉居候ニ付、禁酒之儀者国元申聞置候処、留

守中酒給候儀如何之訳ニ候哉与相答候処、嘉次平儀

何之食着茂不致候ニ付、不埒之致方与存杖を□敲候

処、差而立腹之躰も不相見候処、無程後□脇差を

以切付候ニ付、驚振返り候節、倒候処、猶又所々江手疵負、嘉次平儀逃去候旨、町分々訴出候ニ付、嘉次平儀召捕候手当申付、早速檢使差遣候処、脈体も慥尔而元氣宜、追々平癒可致様子ニ相見、嘉次平儀衛相知不申候段、檢使之もの申聞、尤俊十郎儀者所

〇養生申付置候、然ル処同月相果候旨申出候由、右俊十郎者当地江登候ニ付、嘉次平儀ニ雇候者之旨、

俊十郎其外之者共申立居候由、右嘉次平儀召捕手当者厚く申付候得共、弥行衛不相知上者被雇主江手疵為負候者ニ付、主人同様、嘉次平儀人相書ヲ以尋之儀相伺候筋ニも可有之哉与先例相糺候処、町奉行共御役所諸帳面火災之節、燒失いたし、相当之例相見不申候間、捕者方〇合ニ相成候例有之候ハ、相渡呉候様町奉行共申聞候付、先達而被遣置候御仕置例之内、別紙書拔為見合相渡申候、其後嘉次平儀追々嚴敷召捕候手当申付、領主細川越中守当地留居役呼出し、於国方茂捕方手配之儀相達候得共、今以行衛相知不申候由、前書之通国元今供ニ連登候儀相渡候例ニ見

合候得とも、俊十郎者主人同然之者与存候ニ付、重

科之者尋之例相糺候処、寛政十年元主人を殺害お

よひ、逃去候もの有之尋之儀、町奉行と茂取調、相

伺候処、支配国之儀者可相触、一統御触之儀者其御

地江伺之上可相達旨申渡、其段其。地ニ而一統江御

触出有之右写老通相達、猶又支配国相触候趣書留相

見候由、此度之儀茂先町奉行共支配山城大和近江丹

波国中寺社在町相触候様可致哉之旨、町奉行共相伺

候付、可為何之通旨申渡候、依之町奉行共差出候伺

書写老通。并御仕置例之内書拔老通入御披見候、且

一統御触之儀者前書俊十郎・嘉次平儀越中守領分中

之者之儀ニ付、猶又御差図可被仰下候哉、相伺与申

候、此儀御定書人相書を以御尋ニ可成もの之箇條ニ、

公儀江対し候重キ謀計・主殺・親殺・関所破・〇有

之雇主を殺候もの、人相書を以御尋之御定者勿論先

例も差当相見不申候得共、今般之嘉次平、俊十郎儀

国元ニ而雇ひ、供ニ召連、上京いたし、逗留中迎も

始終下男同様召仕候もの相聞、一ト通之日雇・月

雇とも訳違、全く主従之趣意ニ相当、然ル上者逆罪
之者ニ御座候間、嘉次平行衛人相書を以一統御触有
之候方可然哉与存候

申

九月

(朱書)

「評儀之通濟」

(内表紙)

触書 案

当六月晦日夜、撰州西成郡高畑村百姓久兵衛を及殺

害□逃去候同人日雇同村九郎兵衛人相書

一年式拾九歳、年齢今年増ニ相見候

一生国右高畑村

一惣體太り、肉脊高キ方

一面鉢長ク類

一鼻高キ方

一眼ニタ皮眼少し大キ方

一眉毛濃キ方

一口常鉢、齒並能ク白キ方

一鬢并月代とも濃キ方、生際常鉢

一耳常鉢少し大キ方

一言舌靜成方

一其節之着用木綿白晒・同縞三尺帯をメ罷在候

右之通之者於有之三者其所ニ留置、早々大坂町奉行所

江可申出、若及見聞候者其段も可申出候、隠し置、脇

方相知候ハ、可為曲事事

巳

十一月

(中略)

覚

一不筋之掛合いたし、取立金横取、又者身分を不願、

右掛合ニ携候一件、御下知之通御仕置申渡候儀、当

地町奉行申聞申上候書付、老通

但、町奉行共差出候書付老通

一去々卯年以來、御地御備御用初御買上取計方御用相

勤候与力同心江御褒美之儀、当地町奉行申聞候趣、

申上候書付、老通

但、町奉行共差出候書付老通、例書老通

(中略)

右之通書付都合拾老通、御証文下書三通、絵図老枚、

印鑑式枚進達之仕候、以上

十二月十六日

土屋采女正

御老中四人様

(中略)

不筋之掛合いたし、取立金横取、
又者身分を不願、右掛合ニ携候
一件、御下知之通御仕置申渡候儀、
当地町奉行申聞候趣、申上候書付

土屋采女正

不筋之掛合いたし、取立金横取、又者身分を不願、右
懸合ニ携候一件、御下知之通御仕置申渡候儀、申上候
書付老通、久須美佐渡守・戸田伊豆守差出候付、進達
之仕候、以上

(朱書)「十一」
十二月廿六日

不筋之掛合いたし、取立金横取、又者
身分を不願、右掛合ニ携候一件
御下知之通御仕置申渡候儀申上候書付

久須美佐渡守

掛

戸田伊豆守

大坂町奉行懸

増田作右衛門御代官所

摂州西成郡難波村

中之丁

伊兵衛借屋佐兵衛

方座敷借罷在候

存命ニ候得者

死罪

病死

武

八

四辻家支配

四天王寺附楽人

百日逼塞

園

駿

河

一朱書之内善兵衛・半左衛門者過料三貫文ツ、申付、
過料難差出候ハ、三十日手鎖、栄蔵者伺之通急度叱
り置

右之通御仕置可申付旨、御下知之趣奉承知、則今二日申渡候、依之申上候、以上

巳

十二月

掛 久須美佐渡守
戸田伊豆守

去々卯年以来、御地御備御困初

御買上取計方御用相勤候与力

同心江御褒美之儀、当地町奉行

申聞候趣、申上候書付

土屋采女正

去々卯年以来、御地御備御困初御買上取計方御用相勤

候与力同心江御褒美之儀申上候書付忝通、例書忝通、

久須美佐渡守・戸田伊豆守差出候付、入御披見相伺候、

宜御差図被成可被下候、以上

十二月十六日

去々卯年以来、御地御備御困初

御買上取計方御用相勤候与力同心江

御褒美之儀、申上候書付

久須美佐渡守

戸田伊豆守

久須美佐渡守組与力

内山彦次郎

成瀬九郎左衛門

下役同心

貳 人

戸田伊豆守組与力

朝岡助之丞

荻野七左衛門

下役同心

貳 人

右之者共、去々卯年以来、御勘定奉行同吟味役分申越

候其御地御備御困初御買上取計方掛申付候処、近来米

価高直勝ニ而兎角人氣不平之折柄、諸家払米少、土地

米融通ニ拘、聊之響ニ而も相場引立候時勢ニ付而者品々

勘弁を以為取扱候処、心配仕、殊諸国今当地江初ニ而

積廻候分稀ニ而自ラ積困居候者無御座候付、近国其外

遠国百姓共貯居候向承探、当地江為買集候駈引等いた

し、米価人氣ニ不差障儀者勿論、時々之相場ニ不拘、成丈下直ニ御買上出来候ニ付而者夫是手数も相掛、其上御知御藏之御修復中ニ付、当地難波・玉造御藏江坂納取計、御地江積廻等も相濟候儀ニ而格別骨折相勤候ニ付、以来御用向励之為ニ茂御座候間、右与力同心共江相応之御褒美被下候様仕度奉願候、依之例書相添此段申上候、以上

已

十二月

久須美佐渡守

戸田伊豆守

例書

水野若狭守組与力

朝岡助之丞

萩野七左衛門

銀五枚充

永井能登守組与力

内山彦次郎

成瀬九郎左衛門

右者当地御買上米初取扱御用相勤候付、弘化四未年六月書面之通被下之候

金百疋充

水野若狭守組同心

式 人

永井能登守組同心

式 人

右同断御用相勤候付、書面之通被下之候

(中略)

播州片嶋原村百姓又次郎同居喜十郎御仕置之儀、別紙書付を以相達候間、被得其意町奉行江可被申渡候、以上

十二月九日

御老中五人

土屋采女正殿

久須美佐渡守

懸 戸田伊豆守

脇坂中務大輔領分

棋州揖西郡片嶋原村

百姓又次郎同居俣

入墨之上

重敲

喜十郎

右伺之通、御仕置可被申付候、以上

十二月

小普請組小笠原順三郎支配稻富三五郎知行撰州東成郡
左專道村名主并組頭百姓共不法之始末且地頭申付之相
拒候儀ニ付、別紙吟味伺書一通差越候間、吟味致し申

□候様、其地町奉行共江

十二月十三日

御老中五人

土屋采女正殿

支配

知行所百姓御吟味願

小笠原順三郎

小普請組

小笠原順三郎支配

稻富三五郎知行所

(朱書)「津」

撰津国東成郡

左專道村

名主

國右衛門

作右衛門

組頭

源太夫

吉左衛門

半左衛門

久左衛門

百姓代

九兵衛

(朱書)「小前」

小前 同

右三五郎知行所撰津国東成郡左專道村江用向有之、去
ル八月十日出立ニ而家来宇田籾右衛門并関口米蔵与申者
差添出役為仕候処、同月廿六日村着仕、名主國右衛門
宅江罷越、右同人外村役人共一同呼出、下知書并申渡
書之趣申渡候処、右者去ル卯年中三五郎手元并知行所
村方共改革仕度奉存候間、名主國右衛門并作右衛門呼
出し、右改革用談筋申談候処、承伏仕、請書差出、尤
右改革取極候上者地頭所類焼歟亦又者天災等臨時有之
候節著格外暮向之義ニ付、何様之義有之候共用□□
勿論先納等申付間敷段取極、右兩人共帰村申付候処、

其後同年十月中地震ニ而三五郎住居者勿論門長家向不
 殘皆潰相成、難泚仕候間、前書之通改革用談筋取極候
 得共、右之次第御座候間、無摠普請金入用之分書狀□
 申遣候処、承伏仕、則返書を以請書差出候ニ付、可相
 成丈儉約之普請取掛、木品為引入候処、其後何分金子
 差出不申候間、依之大工職人共分断申出候ニ付、其後
 度々書狀を以催促申遣候処、其後聊之内金差出取揃、
 差金無御座候ニ付、既ニ為引入候木品立腐等ニ相成候
 向茂有之、其後辰年大風雨ニ而猶又大破ニ罷成、当惑
 罷在、其時ニ茂再応度々催促申遣候得共、差出不申、
 三ヶ年越ニ相成候得共、皆納不仕、殊ニ当年杯者定月
 割合暮金等茂兩三ヶ月茂相滞、差金無之、旁以差支不
 都合之儀ニ御座候、右著一鉢前書卯年中村役人共呼出、
 改革申談候茂畢竟三五郎勝手向借財多ニ罷成、改革仕
 候程之□□処、兩年引統右様之天災□□臨時物入
 等多、当惑仕□□金子茂三ヶ年ニ至り皆納不仕、
 右ニ付、村役人共呼出申遣候処、何分出府不仕候間、
 遠路之儀何共致し方無御座候ニ付、無摠此度出役為仕

下知書□申渡候処、何分承知不仕候間、□ニ再三利解
 申聞候得共、少茂取聞不申、種々法外申募、地頭蔑ニ
 □□当り、何分其儘難差置場合□□、糺明申付
 候処、直様出役所門外□然ルを相図ニ凡四五百人余茂
 徒党□、出役宅を取巻、右之者共竹槍或者□竿、又者
 所持之手道具を持□□宅江石瓦其外雜木等投入
 □□者不及申、既ニ取潰候計之鉢及乱防□□、然ル
 上者出役之者共一命を捨□□余儀其儘難差置、夫々用
 意仕候□、國右衛門出役宅江罷越、甚不埒ニも□□恐
 入、乍去右之場合外出御座候而者□□騷動ニ罷成候間、
 何分外出不致□□押而差留、右鉢之始末不埒ニ候□□可
 相成丈、騷動不相成方出役之者茂專一ニ勘弁仕、村役
 人任申□□程茂扣居候処、追々村内寺□□申候由、
 右者前書数百人及徒党□□乱防候程之始末、右。役人
 共不存候□□者無之筈与奉存候、全同服□□与奉存候、
 右之始末ニ而者逆茂用□□不行届、出立仕候外手段無
 之□□、村方出立仕、大坂八軒家与申方□□取旅宿仕、
 尤其節國右衛門江□□儀者外用向茂有之候ニ付、同所

迄^{(朱書)旨}案内可罷出与申付候処、罷出候儀□迷惑之由申

出、不罷出、家来合申□儀者逸々相拒、取計兼候二

付、□兩人共一ト先急ニ掃府仕、其段具ニ^(申力)聞候、右

者何共不埒不法之始末□様、差紙を以村役人共一同

呼□候処、一同出府不仕、然ル上者村役人共者不

及申、小前末々之者迄茂^(全地力)頭蔑ニ相心得、前書不

埒□出し候儀与奉存候、右者此儘^(差置候力)而者地頭非

分ニ茂陥り、奉对公辺江恐入、且者向後村方□相拘り、

収納者勿論外何様之□用向出来候ニも難行届者眼前□

御座候、右不法不埒之者共ニ御座候□逆茂手限之吟味

難行届、依之^(不カ)得止事、御吟味奉願度奉存候、何卒其

筋於奉行所吟味御座候様仕度旨、三五郎奉願候、依而

□申上候、以上

已 十二月朔日

(中略)

当六月晦日夜、摂州西成郡高畑村百姓久兵衛を及殺害

逃去候□日雇同村九郎兵衛行衛不相知、雇主を及殺

害候罪状御仕置例取調、重科之者之儀ニ付、□を以

尋之儀戸田伊豆守伺^{(朱書)等}書案内被越之到来□久

兵衛同村之百姓ニ而□而已ニ付、全久兵衛方ニ雇

候ものニ候哉、又者一ト通之作日雇等之ものニ候

哉、雇方之次第今一応^(巨力)細取調申聞候様、伊豆守江可

被□候、以上

十二月十五日

土屋采女正殿

(中略) 覚

一播州片嶋原村百姓又次郎同居悴喜十郎御仕置之儀、

以御別紙被仰下、承知^(仕力)候儀申上候書付、志通

△則申渡候処、御下知之通御仕置申渡候儀、当地町

奉行申聞候趣申上候書付、一通

但、町奉行共差出候書付一通

一小普請組小笠原順三郎^(支配力)稲富三五郎^(知行摂州東成郡左専力)

道村之者□等吟味相願候儀ニ□承知仕候

儀申上候(付付、一通力)

一重科之者行衛不相知候者人相書御触之儀ニ付、今〇

〇取調申上候様、戸田伊豆守可相達旨被仰下承知仕候儀申上候書付、老通(朱書)

「△一雇主を及殺害逃去、行衛不相知候者、右雇方之

次第御尋御下知之趣申上候儀、当地町奉行申聞候趣申上候書付、老通(朱書) 戸田伊豆守

候趣申上候書付、老通

(中略)

一去々卯年(去辰年御入用力)増減之儀、当地(町奉行申聞力)候趣

申上候書付、老通

但、町奉行共差出候書付老通、(帳面力)老冊

一組与力同心並并町役人(共力)骨折差遣之儀、堺奉行申聞

候趣、申上候書付、老通

但、堺奉行差出候書付老通

(中略)

右之通書付都合拾四通。(朱書)「式拾七通」「御証文八通」「繪因〇枚」四冊。進達之仕候、以

上

十二月廿五日

土屋采女正

御老中五人様

播州片嶋原村百姓又次郎同居伴
喜十郎盗い、次し候一件御仕置之儀、

以御別紙被仰下承知仕候儀申上候書付(朱書)「則申渡候処、御下知之通御仕置申渡候儀」

「△町奉行申聞候趣申上候書付」

土屋采女正

此地町奉行相伺候播州片嶋原村百姓又次郎同居伴喜十郎御仕置之儀、以御別紙被仰下奉得其意、則久須美佐渡守・戸田伊豆守(朱書)「申」江相渡候

(朱書)「処、御下知之通御仕置申渡候儀申上候書付老通差出候付、進達之仕候、以上」

十二月廿五日

播州片嶋原村百姓又次郎同居伴

喜十郎儀盜致し候一件

御下知之通御仕置申渡候儀申上候

久須美佐渡守

戸田伊豆守

久須美佐渡守 掛
戸田伊豆守

脇坂中務大輔殿領分
播州揖西郡片嶋原村

入墨之上重敲
百姓又次郎同居伴
喜十郎

右之通御仕置可申付旨御下知之趣奉承知、今廿三日御
仕置申渡候、依之申上候、以上

十二月廿三日

久須美佐渡守
戸田伊豆守

小普請組小笠原順三郎支配
稲富三五郎知行撰州東成郡

左專道村(朱書)「之者共」
名主并組頭百姓共

不法之始末且地頭申付を相拒候
儀ニ付、被仰下承知仕候儀申上候
書付

土屋采女正

小普請組小笠原順三郎支配稲富三五郎知行撰州東成郡
左專道村 百姓共不法之始末且 申付を相拒候

儀ニ付、別紙吟味願書老通被 吟味致し申上候様、
此地町奉行共江可相達旨被仰下 其意、則久須美佐
渡守・戸田伊豆守江申渡候、以上

十二月廿五日

重科之者行衛不相知候者

人相書御触之儀ニ付、今 申上候様、戸田伊豆守江可相達与被仰下
承知仕候儀、申上候書付

土屋采女正

当六月晦日夜、 高畑村百姓 逃去候

同人 行衛不相知 を及殺害候罪状御仕置先例

取調 之者之儀ニ付、人相書を以 之儀、戸田伊

豆守伺 案等進達之仕申上候 久兵衛同村之

百姓 日雇与而已ニ付、全久兵衛 差置候も

のニ候哉、同人 通之作日雇等之もの 方之次第

今一応巨細 申上候様、伊豆守江可 被仰下奉得

其意、則申達候、以上

十二月廿五日

(朱書)「殺」
雇主を及、害逃去、行衛不相知候者、

右雇方之次第御尋御下知之趣

御請申上候儀〔戸田伊豆守〕二付、〔当地町奉行〕

申聞候趣、申上候書付

土屋采女正

雇主を及殺害逃去、行衛不相知候者、右雇方之次第御

尋御下知之趣、御請申上候儀二付、書付壹通、戸田伊

豆守差出候付、進達之仕候、以上

十二月廿五日

雇主を及殺害逃去、行衛不相知候者右

(朱書)「次」

雇方之儀第御尋御下知之趣、御請申上候書付

戸田伊豆守

(朱書)「及」

当六月晦日夜、撰州西成郡高畑村百姓久兵衛を。殺害

逃去候同人日雇同村九郎兵衛行衛不相知、雇主を殺害

および候罪状御仕置先例取調、重科之者之儀二付、人

相書を以尋之儀、土屋采女正江相違候処、九郎兵衛者

久兵衛同村之百姓亦て同人日雇与而已二付、全久兵衛方

二雇差置候者二候哉、又者一卜通之作日雇等之者之

哉、雇方之次第今一応取調可申上旨、御下知之趣采女

正相違、奉承知、右九郎兵衛儀母たみ与兩人相暮困窮

二付、久兵衛方江五ヶ年以前今半季日雇与唱給銀百目

二相極、始終入込隔日野業二罷出候外者家事用向をも

相働、下人同然二相働、夜分者自宅江引取通勤仕候者

二而、右給銀を以五ヶ年来母子取統罷在候儀二付、全

(朱書)「之」

一卜通。作日雇之類与訳違、奉公人同様之勤方仕候趣、

右たみ并久兵衛家族之ものも申立候儀二御座候、依之

此段奉申上候、以上

已

十二月

戸田伊豆守

去々卯年去辰年御入用増減

之儀、当地町奉行申聞候趣

申上候書付

土屋采女正

去々卯年去辰年御入用銀増減書付壹冊、右二付申上候

書付老通、久須美佐渡守・戸田伊豆守差出候付、進達之仕候、以上

十二月廿五日

去辰年御入用増減之儀申上候書付

久須美佐渡守

戸田伊豆守

天明四辰年々御儉約ニ付、定式者御定高、臨時者前年之見合を以減之有無年□申上候様、天明三卯年仰渡候付、去辰年□御入用増減別紙之通御座候、以上

已十二月

久須美佐渡守

戸田伊豆守

(内表紙)
「去々卯年

御入用増減書付

去辰年

久須美佐渡守

戸田伊豆守

去辰年定式御入用

銀四拾貫目之内

老分銀貳百三拾六兩

銀貳拾五貫八百四拾目

ノ銀四拾貫目

(朱書)

「去々卯年定式御入用

銀四拾貫目之内

老分銀貳百貳拾八兩

銀貳拾六貫三百貳拾目

ノ銀四拾貫目

去々卯年御入用与見合増減無御座候

去辰年臨時御入用銀御金蔵江仮納仕置候六拾貫目之内

ノ請取

銀貳拾七貫百四匁六分老厘

(朱書)

「去々卯年右同断

銀貳拾六貫貳百三匁六分

右卯年御入用与見合

六拾 (目替力)

銀九百壹匁壹厘

去辰年川方御入用

銀貳百四拾貫九百拾匁五分

〔朱世〕
去々卯年右同斷

銀貳百三拾九貫三百八拾目壹分

右卯年御入用与見合

銀壹貫五百三拾目四分

去辰年増

右者辰年定式并臨時御入用銀 、去々卯年御入

用高を以口々銀高増減 御座候、以上

已
十二月

久須美佐渡守

戸田伊豆守

銀壹兩充

同同心

四 人

組与力同心并町役人共褒美
骨折差遣候儀、堺奉行申聞

候趣申上候書付

土屋采女正

銀壹兩充

惣年寄

式 人

中務大輔殿堺表御巡見之節、御用掛相勤候組与力同心

并町役人共江為骨差遣候書付壹通、関出雲守差出候

間、入御披見候、以上

十二月廿五日

組与力同心且町役人共褒美并骨折

差遣候儀御届申上置候書付
〔朱世〕〔置〕

関 出 雲 守

組与力

岸 一 九 郎

金五拾疋充

戸 田 与 五 郎

中 村 督 太 郎

右者脇〔坂〕中務大輔殿当地御巡見御用掛り相勤候付、

為褒美差遣申候

右同断御用掛り相勤候付、為骨折差遣申候
 右先例之通差遣申候、依之此段御届申上置候、以上

巳

十二月

関 出 雲 守

正誤表

訂正箇所	誤	正
紀要第五七号 二七頁上段四行目	大坂三郷引廻之上	大坂三郷町中引廻之上
紀要第五九号 八〇頁上段九行目	獄門	死罪

解説

一

大坂城代土屋氏「御用留」によれば、大坂城代は毎年二月、大坂町奉行所と堺奉行所から提出された前年の「死罪之者科書」と「牢舎之者人数書付」を老中に報告していることがわかる。このような経緯で、大坂城代の記録のなかに、幕末期—嘉永三年、嘉永四年、嘉永七年（十一月改元安政元年）、安政二年、安政三年の五年分—の大坂・堺両奉行所の記録（「死罪之者科書」と「牢舎之者人数書付」）が書きとめられているのである。

「死罪之者科書」は、下手人・死罪以上の犯罪（死刑）に関する年次別の刑事判決録である。したがって、「御仕置例類集」のように、「将来裁判の例として参考となるべきものだけをピックアップし、かつ、参照引用に便利なように分類編集したもの」とは異なり、幕末の一時期ではあるが、大坂・堺両奉行所の年次別の死刑に関する全判決文が収められている。

また、「牢舎之者人数書付」には、年次別の牢舎総人数および刑名別の人数等が記されている。牢舎（牢屋）は、「未決の者および有罪判決を受けた者を刑の執行まで拘禁することを主たる目的とした施設²⁾」である。当時大坂の牢屋は、松屋町筋に面していたので、松屋町牢屋或いは松屋町本牢とも言われた。幕末期大坂の牢舎総人数の年平均は、約一九〇〇人である。

江戸に関しては、平松義郎氏の先行研究がある。平松氏は小伝馬町牢屋の記録（「御証文引合帳」）を分析して、つぎのように述べている。すなわち、「小伝馬町牢屋に収容され、刑罰を執行されたものは、文久二年（八月閏）、同三年、元治元年は延べで一年平均約二二〇〇人、慶応元年（五月閏）は五月から十二月まで九ヶ月間に約一四〇〇人で、総計五〇〇〇人を超える。これを掛奉行別に見ると、火附盗賊改が最も多く、全体の七割、町奉行が二割、以下勘定奉行、寺社奉行、評定所の順である³⁾」とされている。同研究は、刑の執行のために出牢した者だけに考察を限っているため、

牢死者・病死者等については言及していないが、本史料によつて、牢死者などを含む大坂・堺の牢屋の実態を知ることができる。

以下本稿では、刑事統計表をもとに刑政の全般的な傾向について指摘するにとどめ、刑事判例そのものについては別稿で述べる予定である。

二

まず、幕末期の大坂・堺両奉行所において死刑を執行された者のほぼ八割が無宿であることに注目すべきである(表1・表2)。有宿について、その内訳をみると、大阪・堺ともその約五割を借屋層が占めている。なお、女性の無宿は大坂の場合、二八九人中五人であり、堺は八四人中一人いる。

死刑を執行された者の年平均は、大坂が七五人、堺が二人である。死刑のなかでは死罪が最も多く、大坂が約五割、堺が約七割を占めている(表3・4)。死罪の年平均は、大坂が四一人、堺が一五人である。処

刑された者の犯罪は盗み(窃盗罪)とその累犯が多い。

他方、大坂町奉行所の天明二年(一七八二)より同六年にわたる入牢高(牢舎総人数)の年平均は四六三人で、死刑の年平均は四六人である(表5・8)。両者を比較すると、幕末における牢舎総人数(約四倍)および死刑(約一・六倍)の増加は、無宿による犯罪の増加と密接に関係していると思われる。大坂では、死刑の牢舎総人数に占める割合が、天明年間は一〇%であるが、幕末には四%に減少している(表8・9)。

つぎに、刑種別の執行数をみると、入墨・敲刑が一番多いことが注目される(表8・9)。牢舎総人数に占める入墨・敲刑の割合は、天明期が約三割、幕末期が約二割である。幕末期の江戸でも、入墨・敲刑は、少なくとも牢屋に収容された者に対する刑罰のなかでも行われた刑種で、被処刑者総数の七割を超える⁵⁾。

また、大坂の牢舎総人数に占める追放刑の割合について、天明期と幕末期を比較してみると、約一四%から約五%に減少している(表8・9)。追放刑は、資産

もなく定住していなかった者（無宿）にとつてはほとんど苦痛を感じられず、追放刑の刑罰としての機能は次第に失われつつあった、とされている。幕末期の江戸では、追放刑の宣告をうけた者のうち、実に八〇％が人足寄場に送られている。

なお、大坂町奉行所の人足寄場については、天保十四年（一八四三）年に「暫定的に高原溜の一部をこれにあて、手狭のため手作業は困難なのでおもに川浚いなど外で作業を行なわせていた」とされている。大坂代官所の人足寄場については、近年松永友和氏によって明らかにされている。

そのほかに、過怠牢（女性・幼年者の敲刑の換刑）、非人手下（無宿幼年者・幼年者の敲刑の換刑）、手鎖、過料、叱りなどの刑に処せられた者がいる。

三

平松義郎氏は、天明期の大坂と江戸の刑政を比べて、窃盗罪を主とする財産罪で処罰された者が多かつ

たことは、「商業の中心地としての大坂の性格が、刑政にも反映したものと臆断しては誤りであろうか」と述べ、続けて、大坂の被差別民に関わる刑罰（「穢多仕置」「非人仕置」）について、「また特殊民をその長に引渡した事例が一七人もあり、江戸より遙かに多いことも、上方の特殊事情によるものといつてよいであろう」と推察している。幕末期の大坂において、窃盗罪が多かったことについては、先に述べたとおりである。しかし、その理由に関する臆断は別として、平松氏の大坂の被差別民に関わる刑罰についての指摘には承服できない。

大坂町奉行所では、「穢多非人」について遠島以上は奉行所で執行し、追放以下は、「穢多」は渡辺村（「役人村」年寄へ、「非人」は四ヶ所長吏へそれぞれ引渡し、相当の仕置をおこなった）。

天明二年から六年までの五年間に、大坂町奉行所が役人村年寄および長吏に引渡して、相当の刑を執行するように命じた被差別民は一八人で、その内訳は、追

放刑七人、入墨・敲刑十人(但し、十五歳に達すれば入墨刑に処せられる者一人を含む)、過料一人である(表12)。年平均四人となる。また、幕末期の両者を比較してみるとどうであろうか。氏は、「穢多頭弾左衛門に引渡された者は一七〇人、ほとんどが非人で、良民に比べ、とくに目立つ犯罪の特長は認められないようである」と述べている。一七〇人が、文久二年、文久三年、元治元年、慶応元年の四年間の合計であるとすると、年平均四三人となる。幕末期の大坂では、役人村年寄へ引渡された穢多身分は、年平均二九人、長吏へ引渡された非人身分は、年平均八人である(表13)。したがって、大坂の方が「江戸より遥かに多い」とは言えない。幕末期に関しては、大坂の方が江戸より少ないのである。ある時期の、しかも事例件数の比較のみによって、上方の独自性が存在するかのようⁱⁱに指摘することは困難であるといわざるをえないであろう。

なお、大坂町奉行所から役人村年寄および長吏に引渡されて相当の刑を執行された者の牢舎総人数に占め

る割合は、天明期・幕末期ともに、ほぼ一%前後であった(表8・9)。そのなかで入墨・敲刑が多いことも全体の傾向と同様である(表12・13)。

最後に、牢死が多いことに注目しなければならぬ。大坂の場合、天明期の年平均が五四人、幕末期の年平均が三四四人である(表8・9)。約六倍となっている。この数字は幕末期大坂の牢屋がいかに苛酷な状態であったかを如実に示している。

また、幕末期大坂の牢屋では、年平均、在牢舎のほぼ一割が前年から年を越し、同じくほぼ一割が翌年に年を越している(表9)。その内訳は重病等のために下宿所に預けられた者と高原溜に預けられた者であった。在牢期間が最長五年の者がいる(表14)。構いなく出牢した者が年平均一割、二一七人であることにも注意すべきである(表9)。このことは、当時の犯罪摘発の仕方と関係していると思われる。そのほか、御赦につき出牢した者が嘉永三年に二八〇人、安政元年に四五人いる(表9)。

以上述べてきたように「牢舎之者人数書付」には、刑名別の被処刑者以外の在牢者についても記されているので、当時の刑罰および牢屋の実態を知るうえで重要な基本史料である。

- (1) 平松義郎「幕末期における犯罪と刑罰の実態―江戸小傳馬町牢屋記録による―」『国家学会雑誌』第七一卷第三号、八〇頁。
- (2) 平松前掲論文、八九頁。
- (3) 平松義郎「近世刑事訴訟法の研究」創文社、一九六〇年、一〇五七頁。
- (4) 「天明七丁未年十二月松平石見守殿御初入二付差出御覚書 勝部控」六十九 牢舎人数并御仕置覚（京都大学附属図書館蔵）。この史料抄録は、辻敬助氏（財団法人刑務協会編『日本近世行刑史稿』上巻、一九四三年、三八六頁）と平松義郎氏（前掲書、一〇六五―一〇六七頁）によって紹介されている。ただし、平松氏が、天明二年の獄門を一人としているのは、二人の誤りである。なお、『大坂町奉行管内要覧』大阪府史料第十三輯（大阪府史編纂所編、一九八五年、五七―六六頁）にも同種の史料（写本）が収められているが、
- 天明五年については一カ所（入墨之上敵放八拾四人）、天明二年については、四カ所脱漏している。
- (5) 平松前掲論文、一〇二頁。平松前掲書、一〇五七頁。
- (6) 平松前掲論文、九八頁。平松前掲書、一〇五九頁。
- (7) 南和男『江戸の社会構造』（塙書房、一九六九年）一五〇―一五一頁、平松義郎『江戸の罪と罰』（平凡社、一九八八年）二二三頁。高原溜は、安永二年六月、南瓦屋町続元瓦土取場の内に設置され、その面積は「式反九畝拾歩」であった（『大阪府史』第一巻、八五二頁）。明治元年八月高原徒刑場と改称している（両本願寺編『日本監獄教誨史』上巻、一二〇五頁）。
- (8) 藪田貫編『大坂代官竹垣直道日記』（三）なにわ・大阪文化遺産学叢書10（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター、二〇〇九年）三〇三―三〇八頁。
- (9) 平松前掲書、一〇六六―一〇六七頁。
- (10) 平松前掲論文、一一四頁。
- (11) 平松氏は、「三奉行留」に収められた天明七年（一七八七）中、寺社奉行、町奉行、勘定奉行掛処刑者数の書上に基づき、三奉行掛の処刑者総数二〇八人のうち、機多頭弾左衛門へ引渡された特殊民は二人とされている（平松前掲書、一〇六三―一〇六四頁）。ただし、非人仕置は一人である。このなかには火附盜賊改掛の処刑者数が含まれていない。

表1 幕末期大坂町奉行所 死刑を執行された者の無宿・有宿別人数

	無宿		有宿							年次別計	備考
	無宿	当時無宿	武士	百姓	船頭水主	借屋	下人	日雇	不明		
嘉永3年 (1850)	61	5	0	0	1	5	1	0	0	73	無宿に無宿非人 2人含む。
嘉永4年 (1851)	92	2	0	0	1	2	1	0	0	98	無宿に無宿穢多 1人含む。
安政元年 (1854)	58 (1)	6	0	3	1	13 (2)	1	1 (1)	2 (1)	85 (5)	無宿に無宿穢多 7人含む。
安政2年 (1855)	54 (2)	7	1	4 (2)	1	8 (2)	5	0	1 (1)	81 (7)	無宿に無宿穢多 4人含む。
安政3年 (1856)	24 (2)	5 (1)	0	1	0	7	1	0	1	39 (3)	
無宿・ 有宿別計	289 (5)	25 (1)	1	8 (2)	4	35 (4)	9	1 (1)	4 (2)	376 (15)	
	314 (6)		62 (9)								

注 ① () は内数で女性の人数を示す。②武士1人は、鉄炮奉行堀平太夫組同心伊木丹蔵同居弟。③百姓・借屋には、同居を含む。

表2 幕末期堺奉行所 死刑を執行された者の無宿・有宿別人数

	無宿		有宿							年次別計	備考
	無宿	当時無宿	武士	百姓	船頭水主	借屋	下人	日雇	不明		
嘉永3年 (1850)	23 [3]	0	0	0	0	4 [1]	0	0	3 [1]	30 (5)	
嘉永4年 (1851)	22 (1) [3]	1	0	0	0	2 [1]	0	0	1 [1]	26 (1) [5]	無宿に無宿穢多 3人含む。
安政元年 (1854)	15 [2]	0	0	0	0	2	0	0	1 [1]	18 (3)	無宿に無宿穢多 2人含む。
安政2年 (1855)	9 [1]	0	0	0	0	0	0	0	0	9 [1]	
安政3年 (1856)	15 [1]	0	0	4	0	1	0	0	1	21 [1]	
無宿・ 有宿別計	84 (1) [11]	1	0	4	0	9 (2)	0	0	6 (2)	104 (1) [15]	
	85 (1) [11]		19 (4)								

注 ① () は内数で女性の人数を示す。② [] は内数で牢死者数を示す。
③百姓・借屋には、同居を含む。

表3 幕末期大坂町奉行所 死刑を執行された人数

刑名 年次	塩詰之死骸肆之上磔	肆之上磔	町中引廻磔	町中引廻火罪 捨札建之火罪 ケ所科書	町中引廻火罪	町中引廻獄門	獄門	町中引廻死罪	佐渡国江科書捨札 為建死罪	死罪	下 手 人 申 付、 死 骸 取 捨 申 渡	下 手 人	年次別計
嘉永3年 (1850)	0	0	0	0	0	22	14	8	0	27	1	1	73
嘉永4年 (1851)	0	0	0	0	0	17	16	12	0	53	0	0	98
安政元年 (1854)	0	0	1	1	0	8	11	9	0	52	0	3	85
安政2年 (1855)	1	1	0	1	1	13	4	9	1	48	0	2	81
安政3年 (1856)	0	0	1	1	0	3	0	7	0	25	0	2	39
刑名別計	1	1	2	3	1	63	45	45	1	205	1	8	376

表4 幕末期堺奉行所 死刑を執行された人数

刑名 年次	町中引廻磔	町中引廻火罪	町中引廻獄門	獄門	町中引廻死罪	死罪	下 手 人	年次別計
嘉永3年 (1850)	0	0	1	0	4	25	0	30
嘉永4年 (1851)	0	0	2	2	7	15	0	26
安政元年 (1854)	0	0	1	1	4	12	0	18
安政2年 (1855)	0	0	0	0	5	4	0	9
安政3年 (1856)	0	0	0	1	1	17	2	21
刑名別計	0	0	4	4	21	73	2	104

表5 天明期大坂町奉行所 死刑を執行された人数

年次	刑名	町中引廻磔	町中引廻火罪	町中引廻獄門	獄門	町中引廻死罪	死罪	下手人	年次別計
天明2年 (1782)		1	0	0	2	4	12	2	21
天明3年 (1783)		0	0	0	2	1	32	4	39
天明4年 (1784)		0	6	4	3	3	28	3	47
天明5年 (1785)		0	0	16	8	8	43	6	81
天明6年 (1786)		0	0	10	14	3	16	0	43
刑名別計		1	6	30	29	19	131	15	231

表6 天明期大坂町奉行所 入墨・敲刑に処せられた人数

年次	刑名	入墨之上重敲	脱衣之上入墨敲	商物取上入墨之上敲	入墨之上敲	入墨	重敲	貫請候品取上敲	敲	年次別計
天明2年 (1782)		0	0	0	32	6	0	0	31	69
天明3年 (1783)		0	0	0	111	6	0	1	101	219
天明4年 (1784)		0	1	0	77	6	0	0	75	159
天明5年 (1785)		0	0	1	84	2	0	0	50	137
天明6年 (1786)		0	0	0	48	5	0	0	35	88
刑名別計		0	1	1	352	25	0	1	292	672

表 7-1 幕末期大坂町奉行所 入墨・敲刑に処せられた人数

年次 \ 刑名	入墨之上重敲	入墨敲	入墨	重敲	敲	年次別計
嘉永 3 年 (1850)	0	114	11	0	281	406
嘉永 4 年 (1851)	0	213	3	0	375	591
安政元年 (1854)	0	114	10	0	406	530
安政 2 年 (1855)	0	108	7	0	174	289
安政 3 年 (1856)	21	68	17	50	149	305
刑名別計	21	617	48	50	1385	2121

表 7-2 幕末期堺奉行所 入墨・敲刑に処せられた人数

年次 \ 刑名	入墨之上重敲	入墨敲	入墨	重敲	敲	年次別計
嘉永 3 年 (1850)	0	0	1	0	72	73
嘉永 4 年 (1851)	0	34	2	0	193	229
安政元年 (1854)	0	34	2	0	98	134
安政 2 年 (1855)	0	15	0	0	21	36
安政 3 年 (1856)	0	22	0	0	37	59
刑名別計	0	105	5	0	421	531

表8 天明期大坂町奉行所 在牢者の刑種別等人数

年次	刑種等	死刑	追放刑	入墨・敲刑	過怠牢	手鎖①	過料	非人手下	穢多・非人仕置	その他の刑など②	牢死	病死③	出牢④	翌年江越	牢舎人数
天明2年(1782)		21	38	69	0	0	2	4	1	47	38	15	118	121	474
天明3年(1782)		39	68	219	0	21	7	7	10	80	62	8	21	26	568
天明4年(1784)		47	76	159	0	4	1	3	2	31	91	17	8	33	472
天明5年(1785)		81	91	137	0	5	5	5	2	29	38	8	5	18	424
天明6年(1786)		43	60	88	0	8	41	3	3	40	41	1	5	46	379
刑種別等計		231	333	672	0	38	56	22	18	227	270	49	157	244	2317
年平均	人	46.2	66.6	134.4	0	7.6	11.2	4.4	3.6	45.4	54.0	9.8	31.4	48.8	463.4
	%	10.0	14.4	29.0	0	1.6	2.4	0.9	0.8	9.8	11.7	2.1	6.8	10.5	100

注 ①敲可申付処、女之儀=付、手鎖2人。三貫文過料可申付処、無宿=付難差出旨申之=付、手鎖5人含む。

②大坂三郷=罷在間敷54人、入墨之上大坂三郷=罷在間敷1人、脱衣之上難波村并大坂三郷罷在間敷1人、敲之上国分村并大坂三郷=罷在間敷1人、大坂并堺表=罷在間敷1人、居村并大坂三郷=罷在間敷10人、堺并大坂三郷=罷在間敷1人、西宮并大坂三郷=罷在間敷1人、合計70人含む。

③重病=付、小屋預・所預・村預・下宿之内、病死。

④手鎖可申付候得共、数日入牢=付、答之不及沙汰出牢1人、数日入牢申付候付、答之不及沙汰出牢1人、過怠牢日数五十日相満出牢2人、療治代銀一枚為相渡出牢6人、療治代銀貳枚為相渡出牢1人含む。

表9 幕末期大坂町奉行所 在牢者の刑種別等人数

年次	刑種等	死刑	追放刑	入墨・敲刑	過忘牢	手鎖	過料	非人手下	穢多・非人仕置	その他の刑など①	牢死	高原溜預中病死	病死	下宿所・旅宿預中	御赦ニ付出牢	無構出牢	翌年江越	牢舎人数
嘉永3年 (1850)		73	75	406	7	8	1	1	49	323	302	88	5	280	263	233	2114	
嘉永4年 (1851)		98	81	591	9	5	2	0	42	297	415	262	48	0	411	306	2567	
安政元年 (1854)		85	116	530	21	16	4	21	29	296	412	111	23	45	174	198	2081	
安政2年 (1855)		81	87	289	15	8	1	7	25	285	377	63	16	0	96	152	1502	
安政3年 (1856)		39	104	305	15	11	5	24	37	223	215	55	19	0	139	146	1337	
刑種別等計		376	463	2121	67	48	13	53	182	1424	1721	579	111	325	1083	1035	9601	
年平均	人	75.2	92.6	424.2	13.4	9.4	2.6	10.6	36.4	284.8	344.2	115.8	22.2	65.0	216.6	207.0	1920.2	
	%	3.9	4.8	22.1	0.7	0.5	0.1	0.6	1.9	14.8	17.9	6.0	1.2	3.4	11.3	10.8	100	

注 ①大坂三郷=罷在間敷114人、入墨敲申付、先達申渡有之候通、大坂三郷=罷在間敷2人、敲申付、先達申渡有之候通、大坂三郷=罷在間敷1人含む。

表10 天明期大坂町奉行所 追放刑に処せられた人数

刑名	追 放 刑																				入墨刑之上追放		敲刑之上追放		年次別計															
	肆之上遠島	遠島	脱衣之上追放	商物并諸色・所持雜物等取上、追放	追放	堺構、摂河両国私	居村構、摂河両国私	刀脇差取上、摂河両国私	摂河両国私	家財取上、居村并大坂三郷私	家財取上、大坂三郷私	北野村構、大坂三郷私	居町并大坂三郷私	居村并大坂三郷私	堺并大坂三郷私	兵庫津并大坂三郷私	刀・脇差取上、大坂三郷私	諸色并鉄刀・雜物等取上、大坂三郷私	大坂三郷私	城州山崎構、所私	進退之出作取上、所私	家財取上、所私	古手株取放、所私	徳用銀取上、所私		徳用銭取上、所私	所私	居町私	居村私	叱之上門前私	門前私	脇差・鉄刀取上、入墨之上追放	入墨之上追放	入墨之上摂河両国私	入墨之上大坂三郷私	敲之上追放	敲之上大坂三郷私	諸色取上、敲之上所私	敲之上居町私	
天明2年	0	6	1	0	12	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	8	0	1	0	0	0	6	0	0	0	38	
天明3年	0	0	0	0	22	0	0	0	4	1	2	0	0	1	0	0	0	0	11	0	1	0	0	0	0	8	4	0	0	0	0	4	0	2	0	4	2	0	2	68
天明4年	0	7	0	0	24	0	0	0	4	0	0	0	1	2	1	1	0	0	15	0	0	0	0	1	0	4	4	1	0	2	0	1	2	0	4	1	1	0	0	76
天明5年	0	5	0	0	56	1	1	1	3	1	1	0	1	0	0	0	0	0	7	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	5	0	1	0	3	0	0	1	91	
天明6年	1	8	0	5	20	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	1	0	7	1	0	1	1	60	
刑名別計	1	26	1	5	134	1	1	1	14	2	3	1	2	3	1	1	1	3	36	1	1	1	1	1	14	8	1	2	11	1	13	3	3	11	15	3	1	4	333	

表11-1 幕末期 大坂町奉行所 追放刑に処せられた人数

年次	刑名	遠島	追放	摂河両国払	家財取上、大坂三郷払	家財取上、大坂三郷払	所を構、大坂三郷払	大坂三郷払	所払	入墨之上追放	最前之入墨之際江猶又入墨之上追放	入墨入直追放	入墨之上追放	入墨入直大坂三郷払	入墨之上大坂三郷払	入墨之上所払	入墨入直敲之上追放	入墨敲之上追放	敲之上追放	敲之上摂河両国払	敲之上大坂三郷払	敲之上所払	年次別計
嘉永3年		11	9	5	0	0	1	5	8	4	1	5	4	3	0	0	1	17	0	1	0	75	
嘉永4年		5	25	12	1	4	2	11	7	1	1	3	3	1	0	0	0	0	0	4	1	81	
安政元年		10	31	8	0	0	0	11	20	3	0	4	7	5	0	1	0	15	0	1	0	116	
安政2年		32	17	0	0	0	1	6	0	2	0	4	2	3	4	0	0	9	1	4	2	87	
安政3年		7	14	5	0	0	5	8	14	5	1	5	2	2	0	0	0	16	2	3	15	104	
刑名別計		65	96	30	1	4	9	41	49	15	3	21	18	14	4	1	1	57	3	13	18	463	

表11-2 幕末期堺奉行所 追放刑に処せられた人数

年次	刑名	遠島	追放	泉州私	家財取上、居町を構、堺両郷私	家財取上、居村を構、堺両郷私	家財取上、堺両郷私	雑物取上、居町を構、堺両郷私	雑物取上、居村を構、堺両郷私	雑物取上、堺両郷私	堺両郷私	所私	入墨之上追放	入墨入直之上、堺両郷私	入墨之上堺両郷私	刀脇差取上、敲之上追放	敲之上追放	脱衣之上追放	年次別計
嘉永4年	2	10	4	5	2	5	0	3	4	0	5	2	1	3	0	6	0	52	
安政元年	2	5	1	0	0	0	0	1	0	1	3	0	0	1	0	2	0	16	
安政2年	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	4	
安政3年	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	1	0	7	
刑名別計	6	20	7	7	3	19	3	5	6	2	12	2	1	4	2	10	1	110	

表12 天明期大坂町奉行所 「穢多・非人仕置」人数

年次	刑名	追放刑		入墨・敲刑					過料	年次別計	
		摂河両国私	大坂三郷私	入墨之上重敲	入墨之上敲	入墨	候八、入墨	拾五歳二相成	敲		三貫文過料
天明2年 (1782)	穢多	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非人	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
天明3年 (1783)	穢多	0	0	0	3	0	0	1	0	4	
	非人	1	5	0	0	0	0	0	0	6	
天明4年 (1784)	穢多	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非人	0	0	0	0	1	1	0	0	2	
天明5年 (1785)	穢多	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
	非人	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
天明6年 (1786)	穢多	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
	非人	0	0	0	0	0	0	1	1	2	
刑名別計	穢多	0	0	1	3	0	0	2	0	6	
	非人	1	6	0	0	1	1	2	1	12	

表13 幕末期大坂町奉行所「穢多・非人仕置」人数

		追放刑							入墨・敲刑						その他の刑					年次別計	
		入墨敲之上追放	入墨之上追放	敲之上追放	追放	摂河両国払	坂三郷払	入墨之上所を構、大坂三郷払	入墨之上大坂三郷払	所払	入墨之上重敲	入墨敲	入墨	重敲	駄賃銭取上、敲	敲	過怠牢	手鎖	過料		叱り置
嘉永3年 (1850)	穢多	0	1	1	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	24	4	0	0	0	1	35
	非人	0	0	3	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0	13
嘉永4年 (1851)	穢多	0	2	1	2	0	0	1	0	0	12	1	0	1	17	0	0	0	1	0	38
	非人	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	5
安政元年 (1854)	穢多	0	0	0	0	0	4	0	0	0	6	0	0	0	10	3	0	0	0	0	23
	非人	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	6
安政2年 (1855)	穢多	0	2	1	1	6	0	1	0	0	2	0	0	0	5	2	1	0	0	0	21
	非人	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4
安政3年 (1856)	穢多	0	0	1	1	7	0	0	1	1	0	0	1	0	9	5	0	0	0	0	26
	非人	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	3	0	3	0	1	1	0	0	11
刑名別計	穢多	0	5	4	5	14	4	2	1	1	22	1	1	1	65	14	1	0	1	1	143
	非人	1	0	4	6	1	0	0	0	0	5	0	3	0	13	0	2	4	0	0	39

表14 幕末期大坂町奉行所・堺奉行所 在牢期間別人数

		1年未満	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	在牢総人数
嘉永3年 (1850)	大坂	1762	328	11	2	11	0	2114
	堺	489	34	0	0	0	0	523
嘉永4年 (1851)	大坂	2064	453	43	6	0	1	2567
	堺	697	49	0	0	0	0	746
安政元年 (1854)	大坂	1601	419	46	15	0	0	2081
	堺	348	43	0	0	0	0	391
安政2年 (1855)	大坂	1169	290	29	6	8	0	1502
	堺	102	9	0	0	0	0	111
安政3年 (1856)	大坂	1042	279	15	0	0	1	1337
	堺	109	33	0	0	0	0	142

付記

大阪市立中央図書館蔵「大坂城代土屋氏御用留」については、「大阪の部落史」編纂の過程で野高宏之大阪市史料調査会主任調査員から教示を受け、大阪市立中央図書館からは翻刻を許可していただくとともに、大阪の部落史委員会事務局の横山芳子・崎谷裕樹の両氏からは種々ご協力を得たことを明記し、深く感謝の意を表します。